

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事

国土交通省 関東地方整備局
鬼怒川ダム統合管理事務所 防災情報課

工事数量総括表

工事名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
電子応用設備 (機器単体)		式		1		
ダム・堰諸量設備		式		1		
ダム・堰諸量装置		式		1		
地震収録装置		台		1		
耐雷器・FBアンプ・ADコンバータ		台		3		
TCP/IP転送規約ソフトウェア		式		1		
電源部 (AC電源ユニット)		台		1		
無停電電源装置		台		1		
HUB		台		1		
地震情報取得ソフトウェア		式		1		
地震情報表示・メール通報ソフトウェア		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
高度情報化設備		式		1		
情報伝送設備		式		1		
L 3 S W 固定型 タイプ B	A C 1 0 0 V 二重化	台		3		
L 2 S W 固定型 タイプ C		台		13		
10GBASE-LRインターフェース SFP+ 短距離用		枚		4		
10GBASE-ERインターフェース SFP+ 中距離用		枚		2		
10GBASE-ZRインターフェース SFP+ 長距離用		枚		2		
STM-IP変換装置		台		14		
4W-IP変換装置		台		13		
ネットワーク監視装置		台		1		
監視端末	電源監視設備	台		4		

工事数量総括表

工事名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
計測装置	電源監視設備	台		5		
機器単体費		式		1		
電子応用設備		式		1		
ダム・堰諸量設備工		式		1		
ダム・堰諸量装置設置工		式		1		
地震収録装置 据付調整		台		1		
耐雷器・FBアンプ・ADコンバータ 据付		台		3		
無停電電源装置 据付調整	電源部据付含む	台		1		
HUB 据付		台		1		
ダム・堰諸量装置撤去工		式		1		
地震収録装置 撤去		台		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
無停電電源装置 撤去	電源部含む	台		1		
高度情報化設備工		式		1		
情報伝送設備設置工		式		1		
L 3 S W固定型 据付調整		台		3		
L 2 S W固定型 据付調整		台		10		
L 2 S W固定型 据付調整 同一施工 補正有り	0.7	台		3		
STM-IP変換装置 据付調整		台		6		
STM-IP変換装置 据付調整 同一施工 補正有り	0.7	台		8		
4W-IP変換装置 据付調整		台		4		
4W-IP変換装置 据付調整 同一施工 補正有り	0.7	台		9		
ネットワーク監視装置 据付調整		台		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
監視端末 据付調整	事務所、五十里ダム、川俣ダム、川治ダム	台		4		
監視端末 調整	湯西川ダム	台		1		
計測装置 据付調整		台		5		
情報伝送設備撤去工		式		1		
L 3 S W固定型 撤去		台		3		
L 2 S W固定型 撤去		台		10		
L 2 S W固定型 撤去 同一施工補正有り	0.7	台		3		
MPE装置 撤去		台		7		
IP変換装置 撤去		台		4		
監視端末 撤去		台		5		
計測装置 撤去		台		5		

工事数量総括表

工事名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
システム・インテグレーション		式		1		
システム・インテグレーション (情報伝送設備)		式		1		
設定変更 L 3 SWシャーシ型		台		1		
更新時の装置設定 小型L3-SW		台		3		
設定変更 既設小型L3-SW		台		5		
機能設定 ルーティング設定1 小型L3-SW		台		3		
機能設定 VLAN 小型L3-SW		台		3		
機能設定 マルチキャスト 小型L3-SW		台		3		
機能設定 QoSの制御 小型L3-SW		台		3		
更新時の装置設定 L 2 SW		台		9		
更新時の装置設定 L 2 SW 同一施工補正有り	0.7	台		3		

工事数量総括表

工事名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
更新時の装置設定 L 2 S W 同一施工補正有り	21台目以降補正有り 0.49	台		1		
機能設定 V L A N L 2 S W		台		9		
機能設定 V L A N L 2 S W 同一施工補正有り	0.7	台		3		
機能設定 V L A N L 2 S W 同一施工補正有り	21台目以降補正有り 0.49	台		1		
新設時の装置設定 STM-IP変換装置	21台目以降補正有り 0.7	台		6		
新設時の装置設定 STM-IP変換装置同一施工補正有	21台目以降補正有り 0.49	台		8		
工場製品輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
輸送(電気)		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
電気通信施設資産管理用データ作成費		装置		10		
電気通信施設資産管理用データ作成費	1 0 台超補正あり	装置		58		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
機器間接費		式		1		
技術者間接費		式		1		
機器管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
一般管理費等			式		1		
工事価格			式		1		
消費税相当額			式		1		
工事費計			式		1		

R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事

特記仕様書

令和 8 年 2 月

国土交通省関東地方整備局
鬼怒川ダム統合管理事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、電気通信設備工事共通仕様書（令和 7 年 3 月改定）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、「R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事」（以下、「本工事」という。）の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

4. 本工事における「条件明示」については、別紙－ 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （４）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （５）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内または福島県内の工事でなければならない。
 - （６）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （７）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

- 3) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類 (CORINS の写し)
4. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第 1 項 (5) ~ (8) について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ (CORINS) への登録・修正を適切に行うこと。

第 6 条 現場代理人

現場代理人について工事現場における常駐を要しない期間については、「工事請負契約書の運用基準について」(平成 22 年 9 月 6 日付け国地契第 20 号)による。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 7 条 設計製作体制等

本工事の設計製作体制等については、受注者自らの体制、ならびに設備の製作を他社に委託する場合の体制を下記の様式に記載し、契約後速やかに監督職員に提出し、完成図書に綴るものとする。

- (1) 設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制 (別紙 - 2)
- (2) 障害時の支援体制、保守部品の供給体制ならびに発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制 (別紙 - 3)

第 8 条 コリンズ (CORINS) への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ (CORINS) への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為 (一括下請負等) が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第 9 条 コリンズ (CORINS) への位置情報の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標 (緯度、経度) を記載するものとする。なお、座標は世界測地系 (JGD2024) に準拠する。

起点：栃木県宇都宮市平出工業団地 1 4－3 鬼怒川ダム統合管理事務所

緯度 3 6° 3 4′ 5 6″

経度 1 3 9° 5 5′ 5 0″

終点：栃木県日光市西川 4 1 6 湯西川ダム管理支所

緯度 3 6° 5 6′ 0 4″

経度 1 3 9° 3 9′ 4 4″

第 1 0 条 コリンズ (CORINS) への工事概要の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、鬼怒川ダム統合管理事務所管内のネットワーク設備更新、電源監視設備更新及び五十里ダムにおける地震収録装置の更新を行う工事である。主な工種は通信設備であり、ネットワーク設備 1 式設置、電源監視設備 1 式設置及び地震収録装置 1 式設置を予定している。

第 1 1 条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印

2006年度
優
国土交通省
土木建築研究所
CORINS登録

注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2) 所属会社の写真とする。

第 1 2 条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は鬼怒川ダム統合管理事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査が終了した後に工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と請負における当初と実績の比較表
比較表－3	元請けの手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請けの資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査 (工事費)	元請、下請の工事費内訳

様式は別紙様式－0－1～10(公表資料)のとおり

第13条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－6）により、工事着手前に「作成書類

の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第14条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第15条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第17条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第18条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第19条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで

に回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第20条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第21条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第22条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第23条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)及び、国土交通省電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)(令和6年3月改定)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)及び、国土交通省電気通信設備工事写真管理基準(案)(令和6年3月改定)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第24条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準 令和7年度版(以下、写真管理基準)「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、

対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第25条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （1）洋式（洋風）便器
- （2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （3）臭い逆流防止機能
- （4）容易に開かない施錠機能

- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 26 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

V. 地下埋設物の損傷事故防止

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、1 箇所 2 人計上するものとする。
ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

第 27 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1.2

第28条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安

全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用（印刷、シール）することができる。

- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。

- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第29条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

3. 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第30条 環境対策(特定調達品目)

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第31条 環境対策(建設機械の使用)

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第32条 交通安全管理(工事現場管理)

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第33条 現場環境改善

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとする。

第34条 工期

1. 工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から令和8年12月28日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①	準備期間	30日
②	後片付け期間	20日

2. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式－7により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和8年12月28日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第35条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第36条 工事工程表の開示試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙ー4）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第37条 週休2日制適用工事（完全週休2日（土日）（受注者希望方式））

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休 2 日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1 年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1 週 40 時間または 1 日 8 時間を超える労働時間を設定した月は、週休 2 日工事の対象期間外とする。また 1 年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1 年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休 2 日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休 2 日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休 2 日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休 2 日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものと

する。

9. 週休 2 日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。
- 完全週休 2 日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第 38 条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試 行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近 5 カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、川治ダム観測所における 1 日の降雨・降雪量雨が 10mm 以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第 39 条 セキュリティに関する事項

1. 機密保持の厳守

受注者は、施工上知り得た機密情報を、施工のために知る必要のある受注者に属する者及び発注者以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、工期中はもとより、工事完成後においても有効に存続するものとする。

2. ポリシーの遵守

受注者は、発注者の保有する情報セキュリティポリシー並びに受注者の自社セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

また、発注者の保有する情報セキュリティポリシー及び、これに付随する資料については、その内容を秘密にしなければならない。

3. 損害賠償責任

受注者の責めによりコンピュータウィルス等により発注者の保有するデータ及びネットワークに被害を及ぼした場合、又はセキュリティポリシーが遵守さ

れなかったことに起因する損害等については、受注者の費用負担をもって原状回復を行うものとする。

尚、損害賠償の範囲については発注者と受注者で協議して定めるものとする。

第40条 施工場所

栃木県宇都宮市平出工業団地14-3 鬼怒川ダム統合管理事務所外6箇所

- 1) 栃木県日光市川治温泉川治295-1 五十里ダム管理支所
- 2) 栃木県日光市川俣646-1 川俣ダム管理支所
- 3) 栃木県日光市川治温泉川治319-6 川治ダム管理支所
- 4) 栃木県日光市西川416 湯西川ダム管理支所
- 5) 栃木県日光市藤原字タテ原国有林6林班の1小班 高原山無線中継所
- 6) 栃木県日光市萩垣面2390 日光砂防事務所

第41条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工事	8:30~17:15

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

2. システム停止を伴う作業は、令和8年10月1日以降の閉庁日に実施するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第42条 新技術の活用（新技術の定義）

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

① 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <https://www.netis.mlit.go.jp>

②NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

③新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

④新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 4 3 条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、前条 新技術の活用（新技術の定義） 3. 対象とする新技術に示す①～④の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が前条 新技術の活用（新技術の定義） 3. 対象とする新技術に示す①～④のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第44条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映

像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-8を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第45条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合は

ある。

第46条 契約後V E方式

1. 定義について

「V E提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について受注者が発注者に行う提案である。

2. V E提案の意義及び範囲について

(1) 受注者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、V E提案の範囲に含まないものとする。

1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E提案書の提出について

(1) 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書(別紙様式-1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由

2) V E提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

3) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項

6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

(4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E提案の審査について

提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E提案の採否等について

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE提案を採用した場合の設計変更等について

- (1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- (4) VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。

7. VE提案の活用と保護について

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在について

発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第47条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第42条 新技術の活用（新技術の定義）」において採用した取組については本試行の対象外とす

る。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第48条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。（共通仕様書第3編3-1-1適用）
2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第49条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行） （受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第50条 情報管理体制の確保

受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、電気通信設備工事共通仕様書1-1-1-6に基づく施工計画書の現場組織表

において、別紙様式－ 9 を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

- ・受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。
- ・受注者は、要保護情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ・要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- ・受注者は、本工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- ・受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第 5 1 条 世界的な半導体不足の影響による適切な工期の確保

本工事に使用する電気通信機器について、不測の事態等による入手時期の遅延に伴い工期変更の必要が生じる場合には分任支出負担行為担当官と協議することができる。

第 2 章 個人情報情報の取り扱いについて

第 5 2 条 基本的事項

受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第 5 3 条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第54条 取得の制限

受注者は、この契約による事務进行处理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第55条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務进行处理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第56条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務进行处理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第57条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務进行处理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第58条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第59条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務进行处理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録され

た資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－５）を発注者に提出しなければならない。

2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第 6 0 条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第 6 1 条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第 6 2 条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 3 章 一般事項

第 6 3 条 撤去品等の処理

1. 産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」により適正に管理するものとし、受注者の責において管理表を交付するものとする。また、その写しを監督職員に提示すること。
2. 撤去品の処分に係る費用は、設計変更の対象とする。

第 6 4 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を三展ミネコンサルタント（株）に委託している。

第 6 5 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12

年法律第 127 号 最終改正令和 6 年 12 月 13 日)第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。

2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 6 6 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー 1 0 によるものとする。

第 6 7 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 5 年 3 月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】（令和 6 年 3 月）」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第68条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第69条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第70条 資産管理ソフトウェアのインストール

受注者は、サーバやPC端末装置等を設置する場合は、発注者が指定する資産管理ソフトウェアの導入検証を行い、設置する全端末装置等にインストールを行うものとする。

なお、ライセンス及びインストール用ソフトウェアは発注者より提供するものとする。

第71条 ソフトウェアライセンスの提出

受注者は、サーバやPC端末装置等に市販されているソフトウェア等をインストールした場合は、そのソフトウェアのライセンスキーやプロダクトID等が記載されたライセンス証書や発行証明書等を設備図書として監督職員に提出するものとする。

第 7 2 条 機器の確認

下記の機器の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認機器名	摘要
通信設備	情報伝送設備	電源監視設備含む
通信設備	ダム・堰諸量設備	

第 7 3 条 機器仕様

本工事の機器仕様は、別紙「R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事機器仕様書」によるものとする。

第 7 4 条 一般施工

1. 調整に当たっては、熟練した技術者等により機器本来の性能を十分に発揮できるように入念に行わなければならない。
2. 上記技術者等は、工場又は事業所等から派遣するものとする。
3. 作業において既設システムを停止する場合は、停止日の 4 週間前までに作業手順やシステム停止範囲等を記載した作業計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

第 7 5 条 耐震施工

あと施工アンカーボルトを使用する場合、「アンカーボルト施工作業手順書」については、「あと施工アンカーボルト設計・施工要領（案）同解説（令和 7 年 4 月）」に基づき作成するものとする。

第 7 6 条 I P アドレス等構成管理情報等の取扱

1. 受注者は、発注者より貸与された IP アドレス等の構成管理情報に係る関係資料について、その必要が無くなった場合は、直ちに監督職員に返却すること。
2. 本工事により IP アドレス等の構成管理情報に係る関係資料に追加・修正が必要となった場合は、追加・修正した同情報に係る関係資料を監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、工事完成時まで、本工事により知り得た IP アドレス等の構成管理情報（追加・修正した同情報に係る関係資料を含む）を全て消去するとともに、それを実施した旨を書面により監督職員に提出しなければならない。

第 7 7 条 電気通信施設資産管理用データの作成

本工事は、電気通信施設資産管理用データ作成の対象工事である。

以下に示すとおりデータを作成し、本工事完成時まで電子媒体により監督職員に1部提出するものとする。

なお、データ作成に必要となる「電気通信施設DB（ETAシステム登録用）データ作成要領（案）（受注者用）」及び施設台帳（記入様式）は、契約締結後に受注者に配付するものとする。

1. 提出データ

(1) 施設情報（記入様式）

(2) 写真（全体、銘板、設置状況等、各装置3枚程度）

2. 提出方法

データは、提出前にウイルスチェックを行うものとし、任意のウイルス対策ソフトで、ウイルスパターンが最新化されたものを使用する。

電子媒体には、「使用したウイルス対策ソフト名」「ウイルス定義年月日またはパターンファイル名」「チェック年月日（西暦表示）」を明記するものとする。

第78条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第79条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

なお、対象となる気象庁地震計は日光市黒部とする。

①気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祝日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 80 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－１】

積算内訳書の比較表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工 事 名	〇〇道路改良工事											
工事区分・工種・ 種別	単位	入 札 時					工 事 完 成 時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/ 官積 (%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－２】

内 訳 書 対 する 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工 事 名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・ 種別・細別	単 位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

[illegible]

【比較表－4】

[illegible]

【比較表－5】

手持ち機械の比較表(主要機械)

[illegible]

労務者の確保計画の比較表

[illegible]

【比較表一 7】

工種別労務者配置計画の比較表

[illegible]

1) 当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入してください。
2) 記入してある名称以外の建設副産物がある場合は、名称を追加して記入して下さい。
3) 受け入れ価格は、建設副産物の処分のみに必要な価格を記入してください(収集、運搬等に要した費用を除く)。
4) ※印の官積算価格欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

[illegible]

別紙様式－０－１０

【諸経費動向調査（工事費）】

消費費内訳			注)消費税抜きで記入してください														
			金額単位:千円														
費目	元請+元請外注	元請	元請外注	1	〇〇舗設	2	〇〇口設	3	〇〇管渠	4	〇〇舗設	5	〇〇事業	6	〇〇地質・試験	7	〇〇森林
			合計	道路土工		排水・排水物工		法面工		道路土工		交通誘導					
(1) 直接工事費	50,972	17,009	33,963	20,914		1,441		8,800		2,950		0		0		0	158
(1) 材料費	24,567	13,632	11,930	5,857		137		4,954		982		0		0		0	0
(2) 労務費	15,232	0	15,232	9,290		1,248		2,826		1,730		0		0		0	138
(3) 機械・機具等賃料	9,431	2,643	6,788	5,754		56		820		138		0		0		0	26
(4) 資材・機械等現場修理・管理費	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	0
(5) 直接経費	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	0
A 特許使用料	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	0
B 光熱電力使用料	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	0
(6) 特殊経費	747	734	13	13		0		0		0		0		0		0	0
(7) 間接工事費	19,683	11,896	7,787	1,086		759		3,250		1,080		1,009		320		283	
(1) 共通仮設費	8,068	4,710	3,359	1,889		120		452		0		898		0		0	
イ 運搬費	2,880	70	2,310	1,750		120		440		0		0		0		0	
A 運搬材	250	70	180	80		80		40		0		0		0		0	
1 仮設材①	100	0	100	0		0		40		0		0		0		0	
2 仮設材②	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
3 仮設材③	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
4 敷設材料	150	70	80	80		0		0		0		0		0		0	
5 橋梁等架設支保工	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
6 橋梁用架設タワー等	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
7 橋梁用仮設桁架	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
8 橋み込み取組費	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
9 トンネル用スライダセントル	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
10 その他	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
B 建設機械20t未満	1,120	0	1,120	660		80		400		0		0		0		0	
① 自走・貨物自動車等による運搬	1,080	0	1,080	620		80		400		0		0		0		0	
② 日当運送による運搬	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
③ 現場内小運搬	40	0	40	40		0		0		0		0		0		0	
C 建設機械20t以上	1,010	0	1,010	1,010		0		0		0		0		0		0	
① 貨物自動車等による運搬	980	0	980	980		0		0		0		0		0		0	
② 自走による運搬	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
③ 日当運送による運搬	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
④ 現場内小運搬	30	0	30	30		0		0		0		0		0		0	
ロ 車賃費	699	699	0	0		0		0		0		0		0		0	
A 準備・測量等	673	673	0	0		0		0		0		0		0		0	
B その他	26	26	0	0		0		0		0		0		0		0	
ハ 事業損失防止施設費	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
二 安全費	1,373	451	922	24		0		0		0		898		0		0	
安全留意度																	
「建設工事公衆災害防止対策要綱」に																	
ついて選定																	
A 安全管理費	147	123	24	24		0		0		0		0		0		0	
工事区域内全員の安全管理上の監																	
① 視、あるいは連絡等に要した費用(特	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
別日の保安委員等の費用を含む)																	
② 不稼働日の保安委員等の費用	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
標字板、標識、保安標、防護標、リケード																	
③ 等の安全施設等の設置、撤去、補修に要	102	102	0	0		0		0		0		0		0		0	
した費用及び使用期間中の維持																	
④ 夜間作業を行う場合における照明に	2	2	0	0		0		0		0		0		0		0	
要した費用																	
⑤ 撤去火気等の予防に要した費用	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
⑥ 河川、海等工事における仮設欄干に要	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
した費用	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
⑦ 粉塵作業の予防に要した費用	24	0	24	24		0		0		0		0		0		0	
⑧ 長大トンネル等における防火安全対	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
策に要した費用	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
⑨ 安全用品等の費用	19	19	0	0		0		0		0		0		0		0	
⑩ 安全委員会等に要した費用	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
国土交通省(運輸)発注工事における																	
⑪ 再任設置設置、撤去、維持管理に要し	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
た費用																	
B 交通関係等	898	0	898	0		0		0		0		898		0		0	
C 飲運送用安全管理	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
D 乗込等	324	324	0	0		0		0		0		0		0		0	
E 高圧作業予防	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
F 軌路安全管理・警戒助	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
G ダム築造・監視費	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
H その他	4	4	0	0		0		0		0		0		0		0	
ホ 役務費	159	159	0	0		0		0		0		0		0		0	
A 土地の借上費	159	159	0	0		0		0		0		0		0		0	
B 電力用水賃金等	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
ヘ 技術管理費	2,700	2,888	12	0		0		0		0		0		0		0	
A 品質管理費等	69	69	0	0		0		0		0		0		0		0	
B 特別な品質管理	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
C 現場検査等費用	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
D 品質証明(社内検査)に要した費用	300	300	0	0		0		0		0		0		0		0	
E 各種調査等	320	320	0	0		0		0		0		0		0		0	
F 各種台帳等	12	12	0	12		0		12		0		0		0		0	
G その他	1,999	1,999	0	0		0		0		0		0		0		0	
ト 家賃費	758	843	115	115		0		0		0		0		0		0	
A 建物賃	224	224	0	0		0		0		0		0		0		0	
B 借上費	100	100	0	0		0		0		0		0		0		0	
C 宿泊費	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
D 労働者送迎費	115	0	115	115		0		0		0		0		0		0	
E 監督員居所等	65	65	0	0		0		0		0		0		0		0	
F 乗込等1	254	254	0	0		0		0		0		0		0		0	
G 乗込等2	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
H その他	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
I 労働者海上輸送費	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
チ その他	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
リ 技術者関係費(電気工事、光ケーブル工事	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
の場合)																	
(2) 補償費	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	
(3) 現場管理費	11,614	7,186	4,428	-803		639		2,788	</								

様式－ 6 (1)

年月日：

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第 1 9 条の 2 に基づき V E 提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者
契約締結日：		氏 名
		T E L
		F A X
V E 提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式－ 6 (1) の 2 として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－6 (2)

番 号	項 目 内 容
(1) 設計図書の定める内容と、V E 提案の内容の対比	
【現状】 略図等	【改善案】 略図等
(2) 提案理由	
(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）	
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）	
(5) その他	

様式-6(3)

番 号	項目内容
-----	------

VE 提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

様式－６（４）

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

（１）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（２）ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

令和 年 月 日 号

V E 提 案 採 否 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「〇 V E 提案について」に基づき、令和 年 月 日付けで提出され
ま したV E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :		V E 提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :
V E 提案に対する「採否」及びその理由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額 : 千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け							工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出			提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎		
								受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管						
工事着手前	作成書類の役割分担	設計審査会で確認	1【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	－		○							○				令和○年○月○日設計審査会で確認	
			2【事例】 関係機関(○○○)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	－		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認	
			3【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	－	○		○										土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出	
			4【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(○○○)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	－	○		○										令和○年○月○日設計審査会で確認	
			5【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件(○○○)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	－	○		○										令和○年○月○日設計審査会で確認	
			6【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○		○									令和○年○月○日設計審査会で確認	
			7【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の伴うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	－	○		○										令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)	
	契約図書	契約書	8 工事請負契約書	－	－	○													
			設計図書	9 共通仕様書	－	－	○												
		10 特記仕様書		－	－	○													
		11 発注図面		－	－	○													
		12 現場説明書		－	－	○													
		13 質問回答書		－	－	○													
		14 工事数量総括表	－	－	○														
	契約関係書類		15 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○				○								
			16 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○				○							契約書を作成する全ての工事	
			17 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○				○								
			18 掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式－4		○				○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。	
			19 建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○						
			20 工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○						
			21 掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○						
			22 被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○						
			23 掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○						
			24 請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○				○								
			25 VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式－6		○					○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
	その他		26 品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式－7		○			○								契約図書で規定された場合に提出する。	
			27 再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事前－	共通仕様書1-1-1-19-4	－		○			○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
			28 再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事前－	共通仕様書1-1-1-19-5	－		○			○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
			29 建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○			○									
			30 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○			○									
工事書類	1 施工計画	① 施工計画	31 施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	－		○			○							工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。		
			32 ISO9001品質計画書	特記仕様書	－		○			○									
			33 設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○									
			34 工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	－		○			○							設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。		
			35 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)		－		○			○									
	2 施工体制	② 施工体制	36 施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○			○							・『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について』(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の警備業以外は不要		
			37 施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	－		○			○									
			38 作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○			○									

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け							工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考		
作成 時期	種 別		No.	書 類 名 称		書類作成の根拠	発注者	受注者	指示 受注者	通知 受注者	提出			提示 受注者 保管	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎			
											監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課								
施 工 中	工事書類	3 施工状況	③ 施工管理	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式-9	○													
				40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式-9		○			○								協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。	
				41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式-9		○			○									
				42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式-9		○			○									
				43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式-9		○			○									
				44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9		○			○									
				45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式-10		○			○								設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要	
				46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—		○					○						設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。	
			③ 施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式-11		○				○							・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
				48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式-12		○				○							・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	—		○						○					ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。	
		④ 安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	—		○						○						監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。	
			51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13		○					○		○					事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。	
			52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	—		○					○							事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。	
			⑤ 工程管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式-14		○				○							工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。	
		⑥ 品質管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	—		○				○								指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。	
施 工 中	契約関係書類	中間前払金		55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15		○				○								
				56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5		○				○								
		完済部分検査		57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16		○				○								
				58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17		○				○								
				59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5		○				○								
				60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○				○								
		既済部分検査		61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19		○					○							
				62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	—		○				○							中間技術検査時にも提出する。	
				62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○				○								
				63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5		○					○							
		修補	64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21		○						○							
		部分使用	65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22		○						○						部分使用がある場合に提出する。	
		工期延期	66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式-23		○						○						工期延期が発生する場合に提出する。	
		支給品	支給品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24		○					○							支給品を受領した場合に提出する。
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25		○				○								支給品がある場合に提出する。
			建設機械	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式-26		○				○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
			70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27		○				○									建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品	71	現場発生品調査書	共通仕様書1-1-1-18	様式-28		○					○								現場発生品がある場合に提出する。
その他				72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	—		○				○							既済部分検査等の際に提出する。	
				73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	—		○						○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。	
				74	建設発生土搬出調査書	特記仕様書	—		○						○						
				75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○						○						
				76	新技術活用関係資料	特記仕様書	—		○						○						新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
契約関係書類				77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29		○				○								
				78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30		○				○								
				79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5		○					○							

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出		提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎		
								受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課					受注者保管	
工 事 完 成 時	工事書類	80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－31		○				○						・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－32		○					○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		82	品質証明書	特記仕様書	様式－33		○					○					・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要	
		83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	－		○					○				☆	・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。	
		84	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○					○					総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。	
		85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式－34		○					○					自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。	
	工事完成図書	86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	－		○				○				○	☆	・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
		87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	－		○				○				○	☆	・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
	その他	88	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○					○					該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
		89	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○					○					該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
工 事 後 完 成	その他	90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	－	○	○						○			「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・ 検尺及び目視確認が可能だったため ・ 確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・ 土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員PCとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

提出日 令和 年 月 日

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

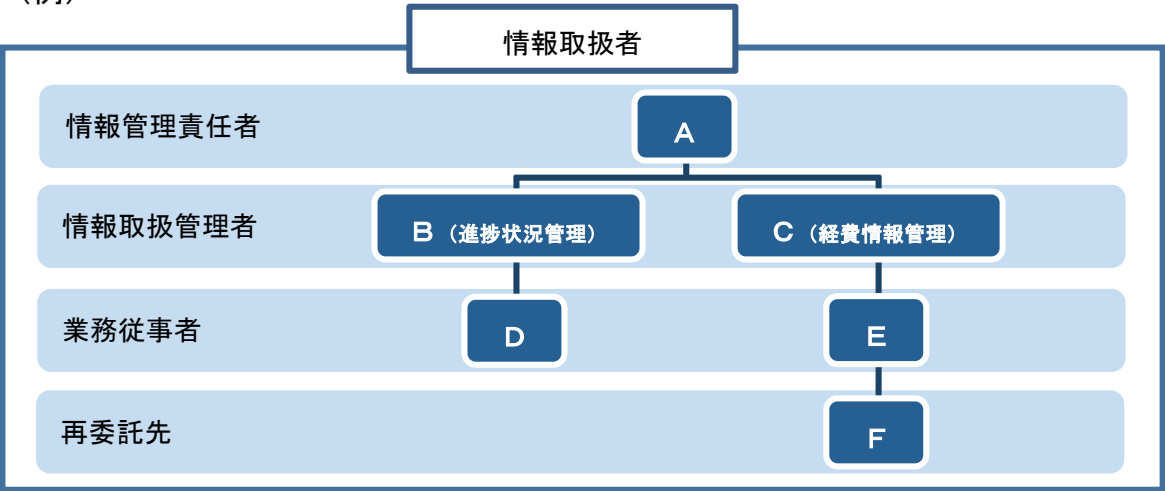
① 情報取扱者名簿 （情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。 ※ 1 ）

		氏名	住所 （※ 5 ）	生年月日 （※ 5 ）	会社名・所 属部署	役職
情報管理責任者 （※ 2 ）	A					
情報取扱管理者 （※ 3 ）	B					
	C					
業務従事者 （※ 4 ）	D					
	E					
再委託先	F					

- （※ 1 ）受注者における情報取扱者の範囲については、必要に応じ受発注者間で協議すること。
- （※ 2 ）本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。
- （※ 3 ）本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- （※ 4 ）本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- （※ 5 ）住所及び生年月日が記載されている書類を発注者に対して提示することをもって様式の記載に代えることができる。ただし、担当部局の求めに応じて再度提示できるよう適切に当該書類を保管すること。 ※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。なお、報告の方法については受発注者間で協議して決定することができる。

② 情報管理体制図

（例）



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先も含む）。

③ その他

- ・ 社内で定める情報管理規則等の内規を別途添付すること。なお、国際規格等に基づき適切に情報管理が行われていることが確認できる場合においては、その認証書等（写しを含む）で代用することができる。
- ・ 記載内容確認のため、必要に応じ追加で資料の提出を求める場合がある。

品質証明書

工事名：_____

品質証明記事				
品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員氏名印	記事

社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者住所
氏名

印

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。	第 4 1 条
	■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。	第 3 4 条
	■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 3 4 条

別紙－２(完成図書用)

設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制
(工事名:○○○○工事)

会社名:○○○(株)

項 目		記載する内容
設計管理	設計管理担当部署(自社)	所在地:○○県○○市○○町 名 称:○○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
	設計管理担当部署 (委託先)	所在地:○○県○○市○○町 名 称:○○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
工程管理	工程管理担当部署(自社)	所在地:○○県○○市○○町 名 称:○○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
	工程管理担当部署 (委託先)	所在地:○○県○○市○○町 名 称:○○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
検査・試験	検査・試験担当部署(自社)	所在地:○○県○○市○○町 名 称:○○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
	検査・試験担当部署 (委託先)	所在地:○○県○○市○○町 名 称:○○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
製作場所	製作工場又は製作部署 (自社)	所在地:○○県○○市○○町 名 称:○○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
	製作工場又は製作部署 (委託先)	所在地:○○県○○市○○町 名 称:○○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000

※ 主たる設備について記載すること。(主たる設備とは、入札説明書の競争参加資格(4)の同種工事の設備で本工事に該当する設備を言う)

※ 各体制については自社の担当部署及びその所在地(詳細な住所)、電話番号を記載すること。

※ 製作を他社に委託した場合は、各体制について自社及び委託先の担当部署及びその所在地、電話番号を記載すること。

※ 委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後に各体制を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

別紙－３（完成図書用）

本工事における障害時の支援体制、保守部品の供給体制並びに
発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制
（工事名：〇〇〇〇工事）

会社名：〇〇〇(株)

項 目		記載する内容
障害時の 支援体制	障害時の支援担当部署 (自社)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	障害時の支援担当部署 (委託先)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	24時間連絡体制の有無	有り・無し
保守部品の 供給体制	保守部品の供給担当部署 (自社)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	保守部品の供給担当部署 (委託先)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	保守部品の保管場所 (自社)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	保守部品の保管場所 (委託先)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
技術的内容 の問合わせ 対応体制	技術的内容の問合わせ 担当部署 (自社)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	技術的内容の問合わせ 担当部署 (委託先)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000

- ※ 各体制は自社の担当部署及び所在地（詳細な住所）、電話番号を記載すること。
- ※ 各体制について他社に委託した場合は、委託先について記載すること。
- ※ 委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後にその所在地を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

別紙—4

工事工程表																
工事名： R7鬼怒ダム管内IP伝送設備更新他工事																
工 種		単位	数量	令和8年								令和7年				備 考
				3月	4月		5月	6月	7月	8月		9月	10月	11月	12月	
準備・調査		式	1													準備・調査 30日間
機器製作		式	1													158日間 仕様書作成期間含む
撤去		式	1													(1pt)
据付・調整		式	1													(1pt)
後片付け		式	1													20日間
制約条件	黄金週間															4月下旬～5月上旬
	夏季休暇															8月上旬～8月中旬

《余裕期間制度（フレックス）の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の中で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

証明書

工事（業務）名：_____

受 注 業 者：_____

証 明 者：_____ 印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事

機器仕様書

令和 8 年 2 月

関東地方整備局

鬼怒川ダム統合管理事務所

目 次

第 1 章. 情報伝送設備	- 1 -
1. 機器構成	- 1 -
2. L2-SW 固定型 タイプ C	- 1 -
3. L3-SW 固定型 タイプ B (AC100V 二重化)	- 1 -
4. 10GBASE-LR インターフェース SFP+ 短距離用	- 1 -
5. 10GBASE-LR インターフェース SFP+ 中距離用	- 1 -
6. 10GBASE-LR インターフェース SFP+ 長距離用	- 2 -
7. S T M- I P 変換装置	- 2 -
8. 4 W I P 変換装置	- 2 -
9. ネットワーク監視装置	- 3 -
第 2 章. 電源監視設備	- 6 -
1. 監視端末	- 6 -
2. 計測装置	- 14 -
第 3 章. ダム・堰諸量設備	- 15 -
1. 共通事項	- 15 -
2. 五十里ダム地震観測装置更新	- 16 -

第1章. 情報伝送設備

1. 機器構成

機器構成は以下のとおりとする。

品 名	単位	数量	備考
L2-SW 固定型 タイプ C	台	13	
L3-SW 固定型 タイプ B (AC100V 二重化)	台	3	
10GBASE-LR インターフェース SFP+ 短距離用	枚	4	
10GBASE-LR インターフェース SFP+ 中距離用	枚	2	
10GBASE-LR インターフェース SFP+ 長距離用	枚	2	
S T M- I P 変換装置	台	14	
4W I P 変換器	台	13	
ネットワーク監視装置	台	1	

2. L2-SW 固定型 タイプ C

仕様は、『IP 伝送装置機器仕様書 令和 6 年 3 月』に規定される「L2-SW (固定型タイプ C)」に準拠するものとする。

3. L3-SW 固定型 タイプ B (AC100V 二重化)

仕様は、『IP 伝送装置機器仕様書 令和 6 年 3 月』に規定される「L3-SW (固定型 タイプ B)」に準拠するものとする。

4. 10GBASE-LR インターフェース SFP+ 短距離用

- (1) 伝送速度 10Gbps 全二重
- (2) 適用波長 1.31 μ m 帯
- (3) 光送信レベル -8.2dBm 以上
- (4) 最小光受信レベル -14.4dBm 以下
- (5) 光送受信間レベル差 6.2dB 以上 ※適用距離：約 10km
- (6) 適合規格 IEEE802.3ae に準拠

※適用距離は目安であり、光ケーブルの平均接続長により減ずる場合がある。

5. 10GBASE-LR インターフェース SFP+ 中距離用

- (1) 伝送速度 10Gbps 全二重
- (2) 適用波長 1.55 μ m 帯
- (3) 光送信レベル -4.7dBm 以上

- (4) 最小光受信レベル -24dBm 以下
- (5) 光送受信間レベル差 19.3dB 以上※適用距離：約 40km
- (6) 適合規格 IEEE802.3ae に準拠

※適用距離は目安であり、光ケーブルの平均接続長により減ずる場合がある。

6. 10GBASE-LR インターフェース SFP+ 長距離用

- (1) 伝送速度 10Gbps 全二重
- (2) 適用波長 1.55 μ m 帯
- (3) 光送信レベル 0dBm 以上
- (4) 最小光受信レベル -24 dBm 以下
- (5) 光送受信間レベル差 24dB 以上※適用距離：約 80km
- (6) 適合規格 IEEE802.3ae に準拠

※適用距離は目安であり、光ケーブルの平均接続長により減ずる場合がある。

7. S T M－ I P 変換装置

本装置は、多重無線回線の IP 化を行うために使用する装置である。

- (1) 構造 : 19 インチラックマウント型
- (2) 電源 : AC100V $\pm$ 10% 及び DC48V $\pm$ 10% 二重化構成
- (3) インターフェース : 無線伝送用 : BNC (JT-G703/G703-a) $\times$ 4 ポート以上
: IP 伝送用 : RJ45 (10/100BASE-TX) $\times$ 1 ポート以上
: SNMP 用 : RJ45 (10/100BASE-TX) $\times$ 1 ポート以上
- (4) 温度条件 : 0 $\sim$ 40 $^{\circ}$ C
- (5) 運用/保全機能 : 停電時のシャットダウン処理を不要とし、復電時には自動復旧すること。

8. 4 W I P 変換装置

基本仕様

- (1) 入力電圧範囲 DC+5V $\pm$ 5% (本体)
AC100V $\sim$ AC240V $\pm$ 10% 50/60Hz (付属 AC アダプタ使用時)
- (2) 消費電力 DC+5V 4W 以下
AC100V 10VA 以下 (付属 AC アダプタ使用時)
- (3) 動作温湿度範囲 温度 : -10 $\sim$ 50 $^{\circ}$ C (低温起動を除く)
湿度 : 95%以下 (結露なきこと)
- (4) 外形寸法 29(高) $\times$ 145(幅) $\times$ 205(奥行)mm 程度

LAN インターフェース

- (1) ポート数 1 ポート以上

- (2) Ethernet 規格 10BASE-T/100BASE-TX
Auto MDI/MDI-X, オートネゴシエーション機能有り
- (3) コネクタ形状 RJ-45
- (4) 通信プロトコル IPv4, TCP, UDP, RTP, HTTP, FTP, Telnet,
SNMP, SNTp, SRTP, IGMPv2 (IP マルチキャスト対応)

2W/4W 専用線インターフェース

- (1) ポート数 1 ポート、モニター端子×1 以上
- (2) 専用線インターフェース 回線種別 : 2W/4W 専用線
入出力インピーダンス : $600\Omega \pm 20\%$
入出力レベル : $-30\text{dBm} \sim 0\text{dBm}/$
 $-30\text{dBm} \sim +3\text{dBm}$
- (3) 符号化形式 ITU-T G. 711 μ -LAW (64kbps),
G. 726 (32kbps, 16kbps), G. 729A CS-ACELP (8kbps),
G. 723.1 ACELP/MP-MLQ (5.3kbps, 6.3kbps)
- (4) 周波数帯域 300~3400Hz

9. ネットワーク監視装置

サーバ仕様

- (1) 外形(mm) ラックマウント型
高さ 43mm × 幅 483mm × 奥行 770mm 程度
- (2) OS 本体 : Windows Server 2022/2025 相当
コンソール : Windows 11 相当
- (3) プロセッサ 下記の監視装置機能が安定して動作可能なこと
- (4) メモリ 下記の監視装置機能が安定して動作可能なこと
- (5) Web ブラウザ : Firefox 86 以降、Chrome 86 以降、
Microsoft Edge 86 以降、Opera、
Safari 15.4 以降
- (6) ハードディスク 下記の監視機能が安定して動作可能なこと
また RAID 1 でホットスペアで交換可能なこと
- (7) メディア装置 SATA DVD-ROM
- (8) LANインターフェース 1000BASE-T × 4ポート以上
- (9) 電源 AC100V、PSU × 2 (冗長化、ホットプラグ対応)
- (10) その他 OSインストール、RAID設定、ラック据付けを含む

監視装置機能

本装置は、ネットワーク機器の死活監視を行う装置である。

【ネットワーク検出・表示】

- (1) ネットワーク上の IP ノードを自動検出し、ネットワーク構成図を自動作成可能であること。
- (2) IP ノードを手動で追加し、ネットワーク構成図に反映できること。
- (3) ネットワークを定期的にスキャンし、新規の IP ノードを自動検出可能であること。
- (4) リンク先のマップの死活状況やイベント発生状況の表示できること。
- (5) マップ間のリンクにより、下位マップの状態が上位マップに表示できること。
- (6) ネットワーク構成図に任意のイメージファイル、図形、文字、データを表示できること。
- (7) 任意の図形、画像、接続の状態を監視結果から自動的に変更できること。
- (8) ネットワーク構成図に表示する監視対象装置のアイコンが、任意の画像を利用して読み込み可能であること。
- (9) 任意のネットワーク構成図を手動で作成し編集可能であること。
- (10) 監視対象装置間の物理的な結線構成図を自動作成し、編集可能であること。
- (11) 監視対象装置の一覧をリスト表示可能であること。

【監視】

- (1) 指定した装置に対して、秒単位の高速な死活監視が可能であること。
- (2) 監視を有効化/無効化する時間帯、曜日の設定ができること。
- (3) 複数の監視対象装置に対して、監視設定を一括で行えること。
- (4) TCP、UDP、TLS/SSL のネットワークサービスの死活監視、応答時間監視が行えること。
- (5) 事前に定義された性能レポート及び任意の監視カウンタのグラフレポートを定期的に自動作成しメール添付送信が可能であること。
- (6) 収集された監視データを、リアルタイムに更新されるグラフにより画面表示できること。
- (7) コマンド入力を使用することなく、GUI 上から PING、TRACEROUTE 等のネットワーク検査ツールが任意の監視対象装置に対して使用できること。
- (8) 時間範囲や発生頻度を指定してイベントを生成可能なこと。

【通知・アクション】

- (1) 監視対象装置に障害が発生した際に、複数の管理者に対してメールを送信できること。
- (2) 通知メール送信の為に下記条件を満たすこと。
 - ・ SMTP サーバを内蔵していること
 - ・ 通知メール送信の為に、外部 SMTP サーバの認証に対応していること
- (3) 監視対象装置に障害が発生した際に、下記機能を有すること。
 - ・ 任意のプログラム、スクリプトを実行する機能
 - ・ 外部ファイルに記録する機能

- ・ポップアップ画面、音声等により通知する機能
 - ・外部システムに対して通知する機能
 - ・故障情報をメール、SNMP Trap、RSH 等によりネットワーク対応警告灯に転送する機能
- (4) 一つの障害や監視項目に対し、任意の複数の通知やアクションが設定できること。
- (5) 通知やその他のアクションについて、下記機能を有すること
- ・有効化/無効化する時間帯、曜日の設定をする機能
 - ・繰り返し動作設定、繰り返しのキャンセルを行う機能
 - ・実行時間の遅延設定、未実行アクションのキャンセルを行う機能
 - ・成否やエラーを記録可能であること

【その他】

- (1) ローカルサーバ及びリモートクライアント PC 上でコンソール画面を操作可能であること。
- (2) ネットワーク構成図をローカルで共有し、Web ブラウザで表示可能であること。
- (3) ローカル経由で Web ブラウザを用いたアクセス時に、多要素認証によるアクセス制限できること。
- (4) 機器毎に任意の情報を記載できる機能を有していること。それらをまとめて表示する専用のビューを表示できること。
- (5) 監視データ、障害記録を 8 年以上保存し、参照する設定可能であること。
- (6) システム障害等に備えて、設定及び監視データを任意のドライブ・フォルダに自動バックアップできること。
- (7) 自動バックアップの頻度、保存世代数が設定できること。
- (8) システム障害等に備えて、設定及び監視データを任意のドライブ・フォルダにエクスポート・インポート可能であること。
- (9) 画面、マニュアル、ヘルプが日本語であること。
- (10) 監視対象ノードは 150 程度とすること。

第2章. 電源監視設備

1. 監視端末

1) ハードウェア仕様

- ① CPU : Intel Xeon 6315 同等以上
- ② クロック周波数 : 2.80GHz 同等以上
- ③ 主記憶装置 : 16GB 以上
- ④ 補助記憶装置 : RAID1 2.5 インチ SSD480GB×2
- ⑤ 光ディスクドライブ : DVD-ROM ドライブ内蔵
- ⑥ LAN インターフェース : 10/100/1000BASE-TX×2 ポート以上
- ⑦ 電源 : AC100V 冗長型
- ⑧ OS : Windows Server 2025 standard
- ⑨ 形状 : スリムタワー型
- ⑩ 動作環境 : 温度 5℃～40℃/湿度 20～80%RH
(結露なきこと)

2) システム機能

① データ収集

収集項目は、別紙-1 のとおりとする。

② データ管理・蓄積

リアルタイムデータの表示、日報・月報・年俸表示、グラフ表示を行うために、次のデータ蓄積が可能なこと。

③ 蓄積対象データ

監視対象設備の収集データ

計測 : 計測値を定時毎 (30 分) に平均値を蓄積

状態 : 設備状態の関する接点情報を蓄積

故障 : 異常・故障に関する計測値および接点情報を蓄積

警報設定値

各項目毎に警報判定するための計測値・条件を保持

計測値 : 有 (上限値、下限値)、無

接点情報 : 有 (ON 又は OFF、警報レベル)、無

蓄積期間等

定時・正時データ : 2 年間以上

日集計データ : 2 年間以上

月集計データ : 2 年間以上

編集機能

蓄積した定時・正時データの編集機能を有するものとし、日・月集計データの元となる定時・正時データを変更した場合は、日・月集計データ等の再集計が可能なこと。

操作・設定機能

Web画面上でデータ管理・蓄積、警報判定及び通報などの操作や設定の変更等が可能なものとする。

警報判定機能

収集したデータと予め設定した計測値・条件と照合し警報判定を行い、発生時刻を負荷して管理可能なこと。

表示機能

Webブラウザ（IE Ver. 6、7および8）による監視制御を行うためのコンテンツ生成とリクエストに応じたコンテンツ配信が可能なこと。（表―1）

表-1 画面種類一覧

No	画面種類	内 容
①	管内全体状況図	鬼怒川ダム管内の模式図上に監視対象拠点をアイコンで示し、障害発生有無、停電有無、予備発電機の稼動有無等の概況を表示する。
②	現場状況図	各拠点における電源設備のレイアウトを模式図として表示し、障害発生機器を色替表示する。
③	単線結線図	単線結線図を模式図として表示し、計測データ、状態信号、故障信号の状況を表示する。
④	電力状況	電力変化、瞬時値、消費電力量、デマンド値、予測値のグラフを表示する。電力警報値が超過する値になった場合に、警報処理をおこなう。
⑤	警報・故障一覧	発生中の警報・故障信号をデータ受信時刻と共に表示する。また、検索条件を指定して過去の警報・故障の一覧を表示する。
⑥	計測データグラフ	計測データ（電圧、電流、電力）を折れ線グラフ表示する。スケールは日表示と月表示が行うものとする。
⑦	日報・月報・年報	計測データの毎正時データを表形式で表示すると共に、最大値等とその発生時刻を下段に表示する。
⑧	各種設定	データ収集項目毎に警報設定等の有無と上下限の設定を行う。
⑨	その他	その他機能上必要となる画面

※代表的な画面例を図-1～4に示す。

通報

故障信号を受信した際や警報判定に合致した際に、予め設定したメールアドレス（10箇所以上）に発生時刻、拠点名、装置名、警報内容をテキストベースでメール発信する。

印刷

表示画面内に『印刷』ボタンなどを表示し選択することにより、PDF形式のファイルを生成可能なこと。

外部へのデータ出力

蓄積・管理している各種データをCSV形式でMO、USBメモリー等に外部出力可能なこと。

デマンド監視

デマンドの状態を監視して以下の機能が使用可能なこと。

- ① 1 時間積算電力量表示
- ② 30 分デマンド値表示
- ③ 瞬時電力負荷表示
- ④ 過去の情報グラフ表示
- ⑤ 警報通知（監視情報表示、警報音、電子メール通知）

その他

データ収集対象設備の点検等で発生する異常データの収集を防止するため、収集項目別または設備名毎に選択することにより、監視対象から一時的に除外可能なこと。

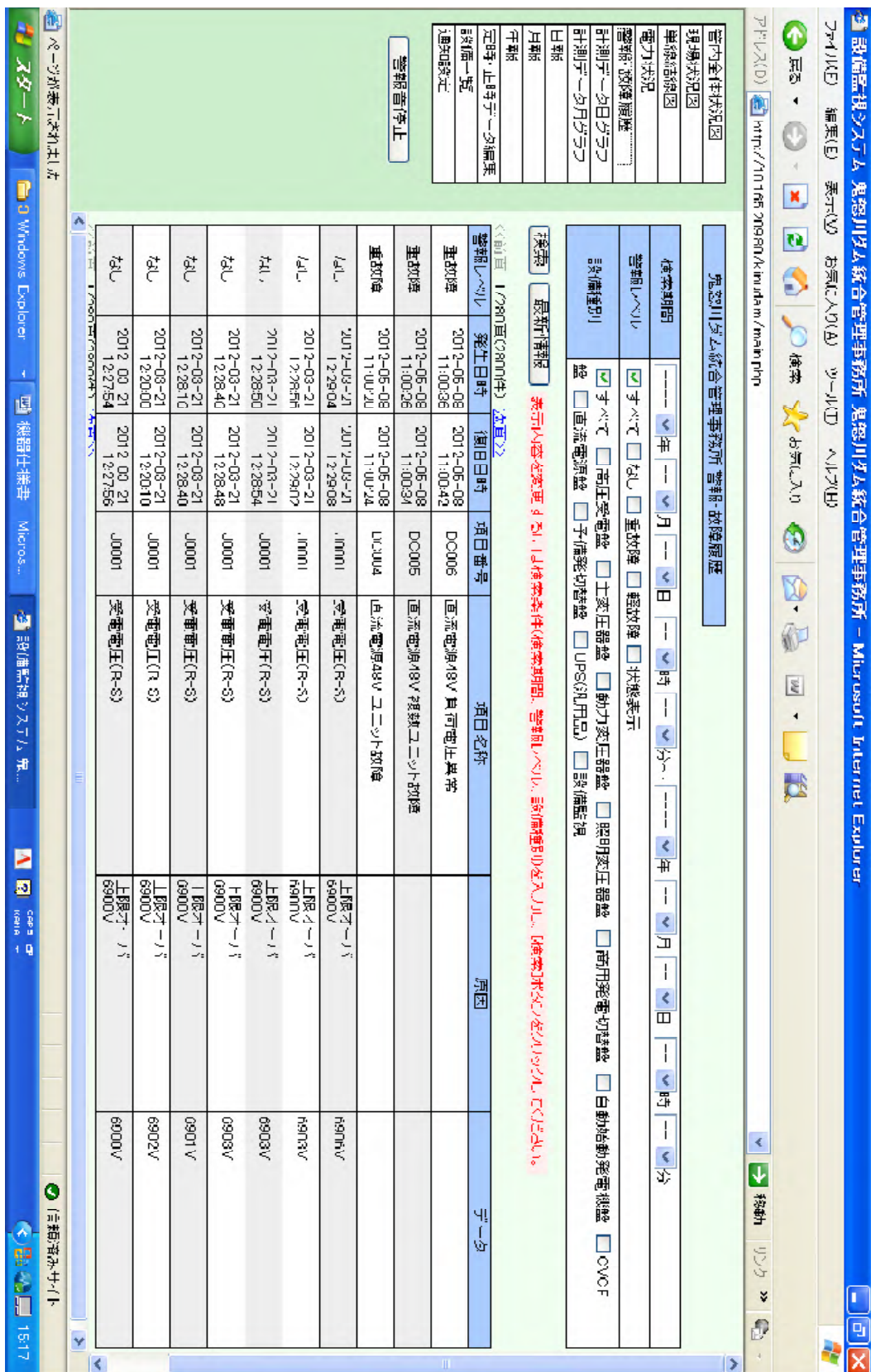


図-2 設備監視装置 画面例

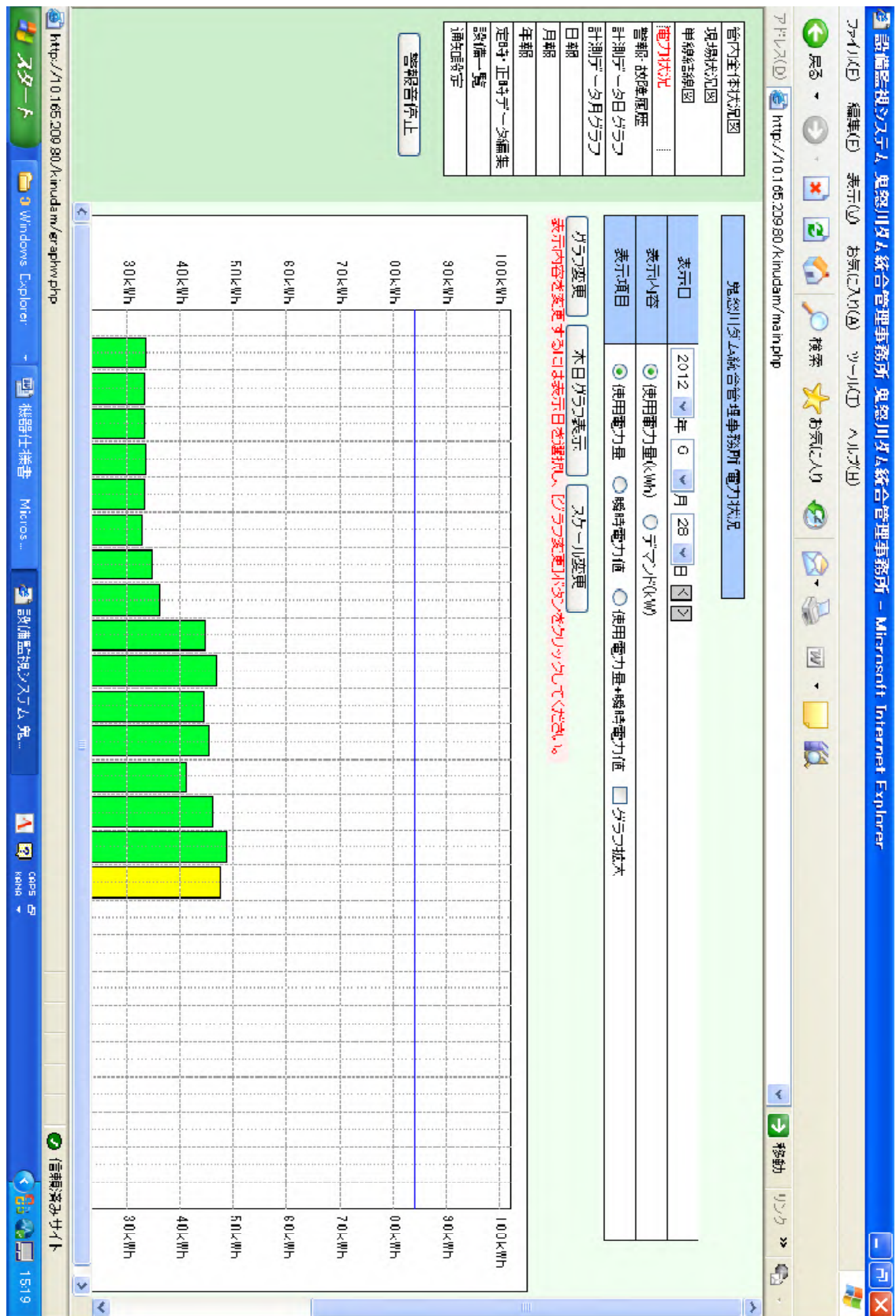
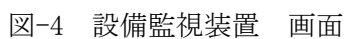


図-3 設備監視装置 画面例



2. 計測装置

1) ハードウェア仕様

① 接点入力

- (事務所) : 無電圧接点 (72 点以上)
- (五十里ダム) : 無電圧接点 (80 点以上)
- (川俣ダム) : 無電圧接点 (80 点以上)
- (川治ダム) : 無電圧接点 (80 点以上)
- (湯西川ダム) : 無電圧接点 (64 点以上)

② アナログ入力

- (事務所) : 入力範囲 4~20mA (9 点以上)
- (五十里ダム) : 入力範囲 4~20mA (14 点以上)
- (川俣ダム) : 入力範囲 4~20mA (14 点以上)
- (川治ダム) : 入力範囲 4~20mA (9 点以上)
- (湯西川ダム) : 入力範囲 4~20mA (7 点以上)

③ パルス入力

- (事務所) : 電流パルス (2 点以上)
- (五十里ダム) : 電流パルス (3 点以上)
- (川俣ダム) : 電流パルス (3 点以上)
- (川治ダム) : 電流パルス (3 点以上)
- (湯西川ダム) : 電流パルス (1 点以上)

④ 接点出力

- (事務所) : オープンコレクタ出力 (2 点以上)
- (五十里ダム) : オープンコレクタ出力 (15 点以上)
- (川俣ダム) : オープンコレクタ出力 (8 点以上)
- (川治ダム) : オープンコレクタ出力 (4 点以上)
- (湯西川ダム) : オープンコレクタ出力 (6 点以上)

⑤ テンセントパルス入力(湯西川ダム) : 入力 (1 点以上)

⑥ 通信カード(共通) : 10BASE-T/100BASE-TX×1ポート以上、RJ-45

⑦ 電源部(共通) : AC100V

⑧ 動作環境 : 温度 0℃~50℃/湿度 30~80%RH (結露なきこと)

⑨ その他 : 計測装置を収容する盤及び配線類は既設流用とする。

第3章. ダム・堰諸量設備

1. 共通事項

1.1 概要

本機器仕様書は、五十里ダムを対象とし、地震観測装置に地震情報表示及びメール通報の機能を追加するものであり、ここでは構成する機器及びシステム等の仕様を定めるものである。

(1) 五十里ダム

- 1) 五十里ダムにおける地震収録装置を更新する。また地震発生時にイーサネットにて地震情報を転送する機能（TCP/IP 転送規約）を追加する。
- 2) 五十里ダムにおける既設の WEB サーバに対して、地震時に地震情報を地震収録装置から取り込み、電源監視装置に情報を出力する地震情報ソフトウェアを追加する。
- 3) 五十里ダムにおける既設の電源設備監視装置に対して、地震情報表示・メール通報ソフトウェア機能を追加する。また、受信した地震情報を取得・表示・保存するとともに、予め設定したメールアドレスに地震情報をメール通報する。

1.2 一般条件

(1) 環境条件

温度（管理支所屋内） : 10 ～ 35 ℃
湿度（管理支所屋内） : 20 ～ 80 %

(2) 電源

電源条件（管理支所） : AC100V±10% 50/60Hz 1kVA 以下

(3) 塗装色

メーカー標準とする。

1.3 適用規格

この装置は、次の適用規格等（最新版とする）に適合したものであること。

- 1) 電気通信設備工事共通仕様書 令和 6 年 3 月
- 2) 電気通信施設設計要領・同解説(電気編) 平成 29 年
- 3) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 4) 内線規程
- 5) 日本工業規格（JIS）
- 6) 電気学会規格調査会標準規格（JEC）
- 7) 日本電気工業会標準規格（JEM）
- 8) その他関係法令規則等

2. 五十里ダム地震観測装置更新

2.1 設備構成

本工事における五十里ダムの構成は、下記のとおりとする。

表-1 五十里ダム更新設備構成

更新設備	更新内容	単位	数量	備考
地震収録装置		台	1	
耐雷器・FB アンプ・AD コンバータ		台	1	
TCP/IP 転送規約ソフトウェア	更新する地震収録装置にソフトウェア機能を追加	式	1	
電源部 (AC 電源ユニット)		台	1	
無停電電源装置		台	1	
HUB		台	1	
地震情報取得ソフトウェア	既設の WEB サーバにソフトウェア機能を追加	式	1	
地震情報表示・メール通報ソフトウェア	既設の電源設備監視装置にソフトウェア機能を追加	式	1	

2.2 設備仕様

2.2.1 地震収録装置

概要

測定チャンネル数 加速度検出器×2(6ch), 最大 18ch

サンプリング周波数 100, 200, 500, 1000Hz から選択

フィルタタイプ 4 方式選択

1) 直線位相 FIR $f_c=15, 30, 60, 150\text{Hz}$ から選択

2) 最小位相 FIR $f_c=30\text{Hz}$ のみ

3) 6 次バターワース近似

$f_c=15, 30, 60, 100, 150, 200, 400\text{Hz}$ から選択

4) フィルタなし

オフセット処理 3 方式選択

- 1) イベント毎に除去
- 2) 装置リセット時に除去
- 3) オフセット処理しない

時 刻

同期方法 GPS

精 度 $\pm 10 \mu$ 秒以下 (ADC サンプル同期精度/GPS 測位時)

うるう秒対応 GPS 測位時にうるう秒対応

記録媒体/容量 SSD/256GB (18ch, 100Hz 時 1 年間のデータを記録可能)

記録データ

イベント記録

波形データ トリガ前後の任意設定時間を記録

演算データ 最大値, 3 成分ベクトル合成最大値, 水平成分ベクトル合成
最大値, 計測震度, SI 値, 応答値, 卓越周波数 (全検出器分),
長周期地震動階級, 最大速度値 (全検出器分)

連続記録

波形データ 全チャネルの連続データを収録

(1~10 分の任意設定時間毎に記録)

常時演算データ 3 成分ベクトル合成, 水平成分ベクトル合成, 計測震度
卓越周波数 (全検出器分)

健全性データ 電源・電圧状態, 装置内温度, 収録部-検出器通信

即時校正 即時に校正データ収録を実施

即時記録 即時にデータ収録を実施

その他記録 動作履歴, 設定履歴

トリガ

方 式 トリガソースのレベル判定及び判定論理式 (AND, OR の組み合わせ) により判定

ソース 振幅値, 計測震度, 3 成分合成, 水平成分合成, 装置のステータ
ス, ネットワークトリガ

動 作 記録, 接点出力, データ伝送, メール配信

後トリガ 過去の連続記録から日時を指定しファイル化

波形データフォーマット WIN32 形式

データ回収方式 リムーバブルディスク (USB メモリ (FAT32 または exFAT))
ネットワーク (リモート PC 上の WEB ブラウザ)
ネットワークドライブ (ネットワーク上の共有ドライブ)

接点出力 無電圧 a 接点×4

接点情報 以下の接点を出力する（任意選定・以下設定例）

- 1) 地震発生で ON, 記録終了時に OFF
- 2) センサー（AD コンバータ）エラー時に ON, 正常時 OFF
- 3) 時刻同期はずれ時に ON, 同期で OFF
- 4) 校正記録異常時に ON
- 5) AC100V 通電中に OFF, 停電検知時 ON, 復電時 OFF

接点容量 DC30V・1A（最大）

耐電圧 接点部とコイル間 AC1800V にて 1 分間（10mA 以下）

接点間 AC750V にて 1 分間（10mA 以下）

出力端子 端子台

I/F

通 信 LAN RJ-45×1（1000BASE-T, TCP/IP, UDP/IP, SSH, ソケット
通信）

D-sub9 ピン（オス）×3（うちメンテナンス用×1）,
拡張 LAN ポート×1（オプション:USB ポート 1 つ使用）,
Wi-Fi×1（オプション:IEEE802.11g）

USB A タイプ×2（USB2.0）

ユーザ I/F

WEB ブラウザ 状態画面, 記録一覧画面, ログ画面, 設定画面, メンテナンス画
面, パスワード認証画面, 管理者画面, 波形表示機能,

ダウンロード機能, 電源充電 状態表示等

フロントパネル表示 運用状況, USB メモリ保存, ロガー基本設定（確認・設定表示）

簡易 NTP サーバ ネットワーク経由でパソコンの時刻合わせ

外部通信 TCP/IP データ伝送, WIN32 データ伝送, Cento データ伝送

ヘルスチェック GPS 通信状態確認, センサ通信健全性確認, 電源電圧確認,

収録装置内温度確認, 校正機能, サンプル同期確認

バッテリー電圧

校正信号 5Hz, 2.5Hz の正弦波（標準）又は任意波形（WIN32 波形
データを登録可）

電源入力 AC100V±10%（50/60Hz）, DC+11V～17.5V（起動時は 12.9V 以上）

停電補償（18ch 時）

約 2 時間（バッテリー初期状態, 満充電, 周囲温度 25℃,

ディスプレイ消灯, 外部電源未使用時）

環境条件

使用温度 0～50℃

使用湿度 80%以下（結露なきこと）

寸 法 480 (W) × 350 (D) × 149 (H) mm
(ラック取付金具含む、その他突起部除く)
質 量 約 11kg

2.2.2 耐雷器・FB アンプ・AD コンバータ

チャンネル数 加速度検出器×3(9ch)，最大 18ch

耐雷器

直流放電開始電圧 90V±20% (100V/s)
インパルス放電開始電圧 600V (1kV/μs)
インパルス電流耐量 1 回 (8/20 μs 2.5kA×2)
交流電流耐量 1 回 (AC5A×2 1s)
インパルス寿命 1000 回 (8/20 μs 100A×2)

ADC ユニット

ユニット単位 3ch/ユニット
AD コンバータ (ADC)
分解能 24bit
電圧感度 ±10V/±8388608 ステップ/±F.S.
サンプリング周波数 1000Hz
サンプリングスキュー
10 μs 以下 (ADC サンプル同期精度/GPS 測位時)

FB アンプ

ユニット単位 3ch/ユニット
適応検出器 SD 型検出器
測定成分 加速度
最大出力電圧 ±10V
最大測定値 ±2000Gal
感度 5mV/Gal

収納ユニット

設置タイプ JIS 19 インチラック式
寸 法 480 (W) × 300 (D) × 99 (H) mm
(ラック取付金具含む、その他突起部除く)
収納ユニット数 6 ユニット (18ch) まで収納
質 量 約 8kg (18ch)

環境条件

使用温度 0～50℃
使用湿度 80%以下 (結露なきこと)

2.2.3 TCP/IP 転送規約ソフトウェア

- (1) 機能仕様
- ・五十里ダムにおける、更新する地震収録装置に対して、地震発生時にイーサネット地震情報転送機能（TCP/IP 転送規約）を追加する。

2.2.4 電源部（AC 電源ユニット）

容量 1000VA
電源電圧 100V (50/60Hz)
接点形状 入力：M4 端子台
出力：2 極接地極付コンセント 4 口
付属品 ノイズフィルタ

【保安器】

インパルス保護性能 1kV 以下 (1.2/50 μ s, 3kV 印加時)
インパルス電流耐量 8/20 μ s 20kA

【絶縁トランス】

容量 1kVA
絶縁抵抗 DC500V にて 100M Ω 以上
絶縁耐圧 AC2kV/min

2.2.5 無停電電源装置

運転方式 常時インバータ給電方式
交流入力

入力電圧 AC75 $\pm$ 4 $\sim$ 143 $\pm$ 4V (90%以下の接続負荷時)
AC85 $\pm$ 4 $\sim$ 143 $\pm$ 4V (90%以上の接続負荷時)

入力周波数 50/60Hz $\pm$ 4Hz

相数 単相 2 線

交流出力

出力容量 1000VA/800W

切替時間 無瞬断

出力周波数 商用運転時：入力周波数に同期
バックアップ時：50/60Hz $\pm$ 1Hz

バッテリー シール鉛バッテリー期待寿命 4～5 年(長寿命)周囲温度 20℃ の場合
バッテリー容量 DC12V/8Ah/3 個
充電時間 8 時間
バックアップ時間 7 分(周囲温度 20℃ , 初期状態, 定格負荷)
使用環境温度/湿度 0～ 40℃ /25～ 85% (無結露)

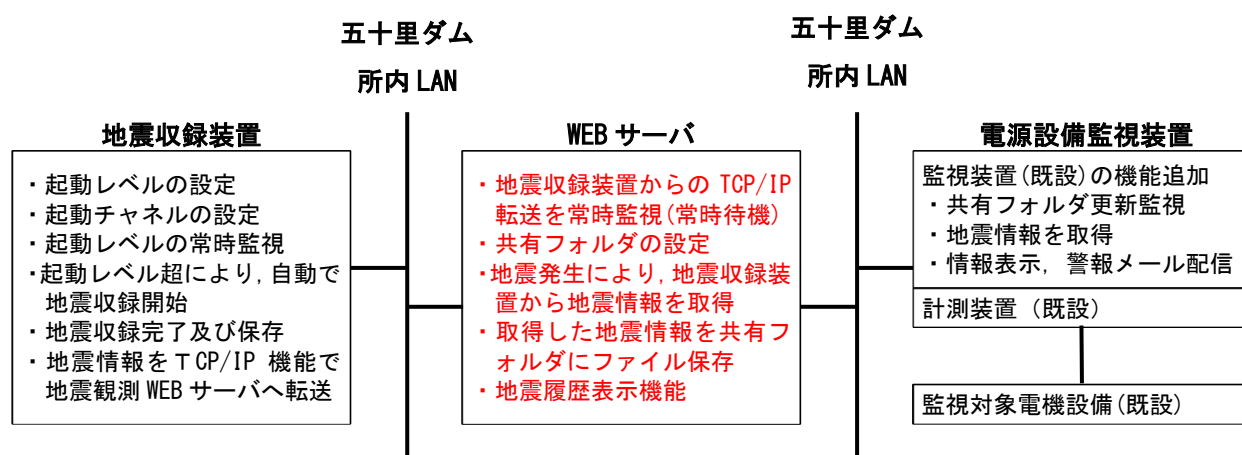
2.2.6 HUB

LAN ポート IEEE802.3ab(1000BASE-T)/IEEE802.3u(100BASE-TX)
IEEE802.3i(10BASE-T)
コネクタ RJ-45×8
使用電源 AC100V 50/60Hz
使用温度範囲 0～50℃
使用湿度範囲 10～90%(結露しないこと)

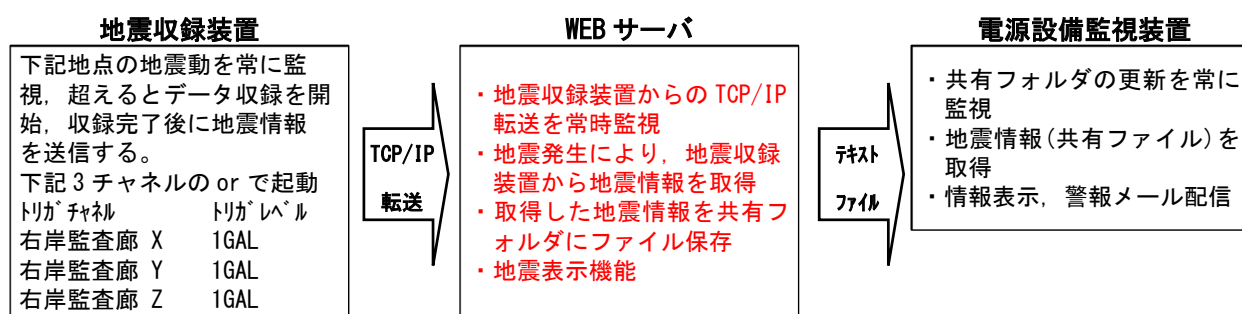
2.2.7 地震情報取得ソフトウェア

(1) 機能仕様

- ・五十里ダムに既設の WEB サーバに対して、地震発生時に地震情報を地震収録装置から取り込み、電源監視装置に情報を出力する地震情報ソフトウェアを追加する。
- ・取得した地震情報を共有フォルダ(ファイル)で電源設備監視装置へ受け渡しを行う。



構成図



動作フロー

2.2.8 地震情報表示・メール通報ソフトウェア

(1) 更新条件

電源設備監視装置のソフトウェア機能の追加を行い、受信した地震情報を取得、表示及び保存を行うとともに、予め設定したメールアドレスに地震情報をメール通報出来るものとする。

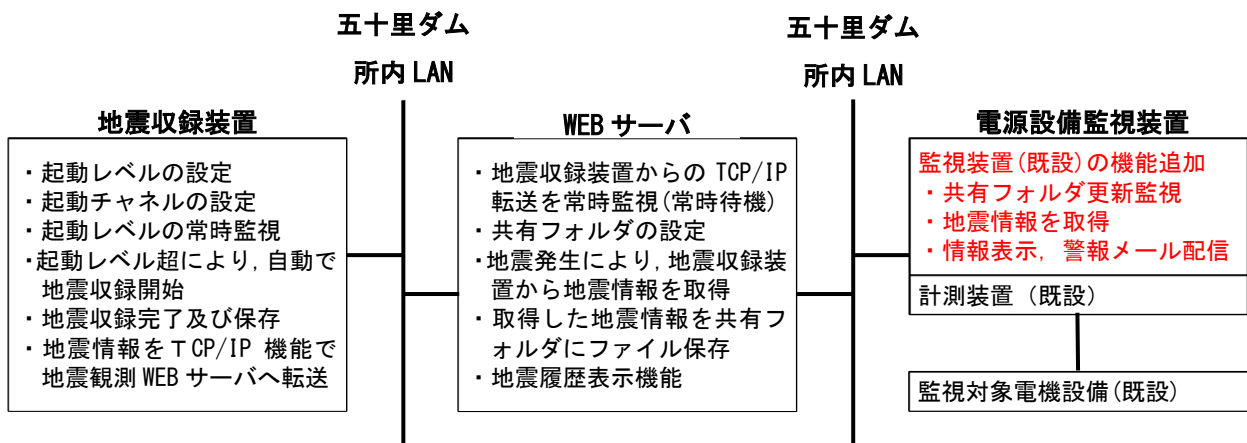
(2) 機能仕様

1) LAN 接続追加

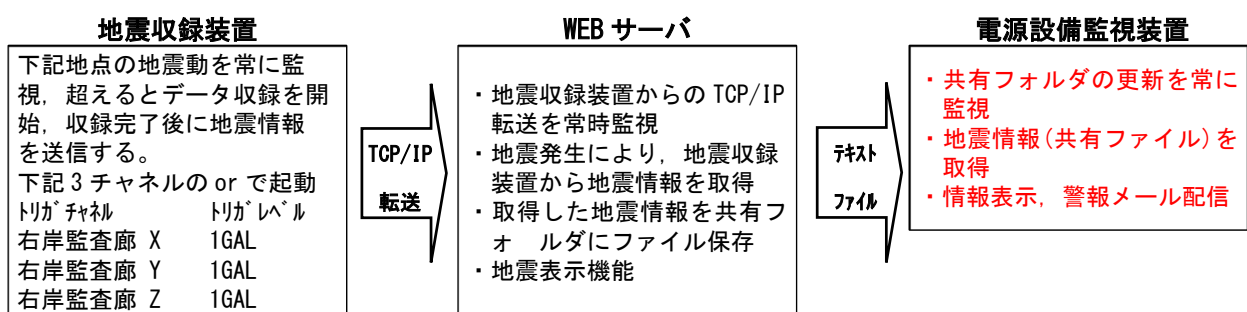
- ・既設の電源設備監視装置と地震観測 WEB サーバをネットワークで接続し、ネットワーク共有にてデータ受け渡しを行う。

2) 監視設備監視装置のソフトウェア機能追加

- ・共有フォルダの更新を監視する機能を追加する。
- ・地震観測データを取り込む機能を追加する。
- ・取り込んだデータを情報表示処理および、警報メールの配信処理する機能を追加する。なお、送信先メールアドレスの登録可能件数は 30 件までとする。



構成図



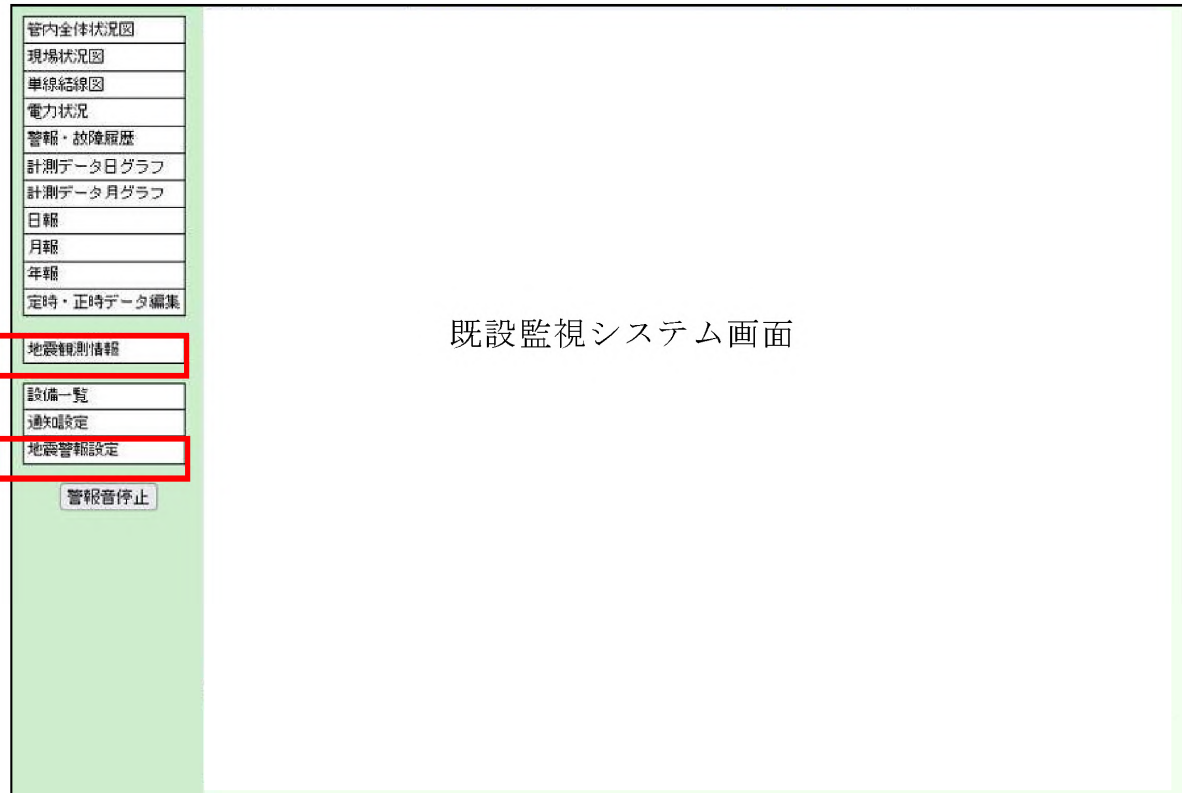
動作フロー

ソフトウェア機能追加 (五十里ダム)

電源設備監視装置

1. 監視装置のメニューに下記項目を追加するものとする。

地震観測情報	地震観測データの地震観測履歴を一覧表示
地震警報設定	地震警報メールの設定機能



付図 メニュー変更(参考)

2. 地震観測情報

地震観測 WEB サーバから取得した地震観測データの履歴を一覧表示するものとする。

地震観測																
最新情報																
<<前頁 1/7頁(123件) 次頁>>																
発生日時	天端			監査廊			〇〇〇			〇〇〇			〇〇〇			
	震度階	計測震度	Ch1 X(gal)	Ch2 Y(gal)	Ch3 Z(gal)	Ch4 X(gal)	Ch5 Y(gal)	Ch6 Z(gal)	Ch7 X(gal)	Ch8 Y(gal)	Ch9 Z(gal)	震度階	計測震度	Ch10 X(gal)	Ch11 Y(gal)	Ch12 Z(gal)
2022-07-13 07:05:11	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-07-12 02:51:42	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-07-09 10:12:29	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-07-08 03:50:30	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-07-07 17:03:08	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-07-03 02:25:05	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-07-01 04:27:13	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-06-30 07:05:27	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-06-25 14:18:55	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-06-24 03:29:10	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-06-23 15:14:41	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-06-23 14:41:52	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-06-23 11:33:08	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-06-23 09:15:13	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-06-23 02:19:07	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-06-22 13:54:31	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-06-22 12:00:39	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-06-21 14:46:25	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-06-20 14:35:11	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
2022-06-20 03:35:56	9	9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	9	9	99.9	99.9	99.9
<<前頁 1/7頁(123件) 次頁>>																

付図 地震観測情報画面(参考)

操作	内容
最新情報	「最新情報」をクリックすることで地震観測の最新情報（1 頁目）を表示するものとする。
頁移動	「前頁」、「次頁」をクリックすることで地震観測の表示頁を移動するものとする。

3. 地震警報設定

地震警報メールの設定に関する設定の一覧を表示するものとする。

地震警報設定		
項目名称	警報メール送信	警報除外
震度階[GG1坑内_EL974]	有り (3以上)	無し
計測震度[GG1坑内_EL974]	有り (3以上)	無し
震度階[GG3坑内_EL875]	有り (3以上)	無し
計測震度[GG3坑内_EL875]	有り (3以上)	無し
Gal最大値[CH1_GG1坑内_EL974_X]	有り (8.0gal以上)	無し
Gal最大値[CH2_GG1坑内_EL974_Y]	有り (8.0gal以上)	無し
Gal最大値[CH3_GG1坑内_EL974_Z]	有り (8.0gal以上)	無し
Gal最大値[CH4_PS3坑内_EL917_X]	有り (8.0gal以上)	無し
Gal最大値[CH5_PS3坑内_EL917_Y]	有り (8.0gal以上)	無し
Gal最大値[CH6_PS3坑内_EL917_Z]	有り (8.0gal以上)	無し
Gal最大値[CH7クレストゲート室内_EL980_X]	有り (8.0gal以上)	無し
Gal最大値[CH8クレストゲート室内_EL980_Y]	有り (8.0gal以上)	無し
Gal最大値[CH9クレストゲート室内_EL980_Z]	有り (8.0gal以上)	無し
Gal最大値[CH10_GG3坑内_EL875_X]	有り (8.0gal以上)	無し
Gal最大値[CH11_GG3坑内_EL875_Y]	有り (8.0gal以上)	無し
Gal最大値[CH12_GG3坑内_EL875_Z]EOF	有り (8.0gal以上)	無し

戻る

付図 地震警報設定一覧画面(参考)

各項目名称をクリックすると各項目の警報条件・警報除外の設定を行えるものとする。

地震警報設定	
項目名称	Gal最大値[CH1 GG1坑内_EL974_X]
警報条件設定	☒ 警報条件有り 8 gal以上で警報メール送信
警報除外設定	☐ 警報除外する 除外開始日時：----年--月--日--時--分 除外終了日時：----年--月--日--時--分
登録 戻る	

地震警報設定	
項目名称	震度階[GG1坑内_EL974]
警報条件設定	☒ 警報条件有り 3 以上で警報メール送信
警報除外設定	☐ 警報除外する 除外開始日時：----年--月--日--時--分 除外終了日時：----年--月--日--時--分
登録 戻る	

付図 地震警報設定編集画面(参考)

警報除外設定は電源設備監視と同様に開始・終了の日時を指定できるものとする。

警報除外設定	☒ 警報除外する
	除外開始日時: 2022 年 7 月 14 日 09 時 00 分 除外終了日時: 2022 年 7 月 14 日 15 時 00 分

付図 警報除外設定部分(参考)

4. 地震発生時の警報メール送信設定の追加

「通知設定」で表示されるメールアドレスの「一覧画面」および「編集画面」の送信区分を変更し、下図のように「電源設備」および「地震観測」それぞれについて送信区分の設定・表示を行えるものとする。

通知設定			
一覧	新規登録	メール制限	送信元アドレス
メールアドレス			
削除	①docomo.ne.jp	電源設備[軽故障・重故障]	地震情報[送信する]
削除	①docomo.ne.jp	電源設備[軽故障のみ]	地震情報[送信しない]
削除	①docomo.ne.jp	電源設備[軽故障のみ]	地震情報[送信する]
削除	①docomo.ne.jp	電源設備[送信しない]	地震情報[送信する]

付図 通知設定一覧画面(参考)

通知設定	
一覧	新規登録
送信メールアドレス	①docomo.ne.jp
電源設備 送信区分	☒ 重故障・軽故障 ☐ 重故障のみ ☐ 送信しない
地震観測 送信区分	☒ 送信する ☐ 送信しない
登録 戻る	

付図 通知設定編集画面(参考)

(件名)【地震】設備監視システム警報メール

(メール本文)
鬼怒川ダム統合管理事務所
五十里ダム
設備監視システムにて
下記の地震状況を検出致しました。

2021年11月24日(水) 02時40分00秒

■起動時刻 2021/11/24 02:39:22

■震度階(B3 監査廊) 2

■計測震度(B3監査廊) 2.1

■右岸監査廊

・Ch1	X	156.7 gal
・Ch2	Y	123.4 gal
・Ch3	Z	50.0 gal

■天端

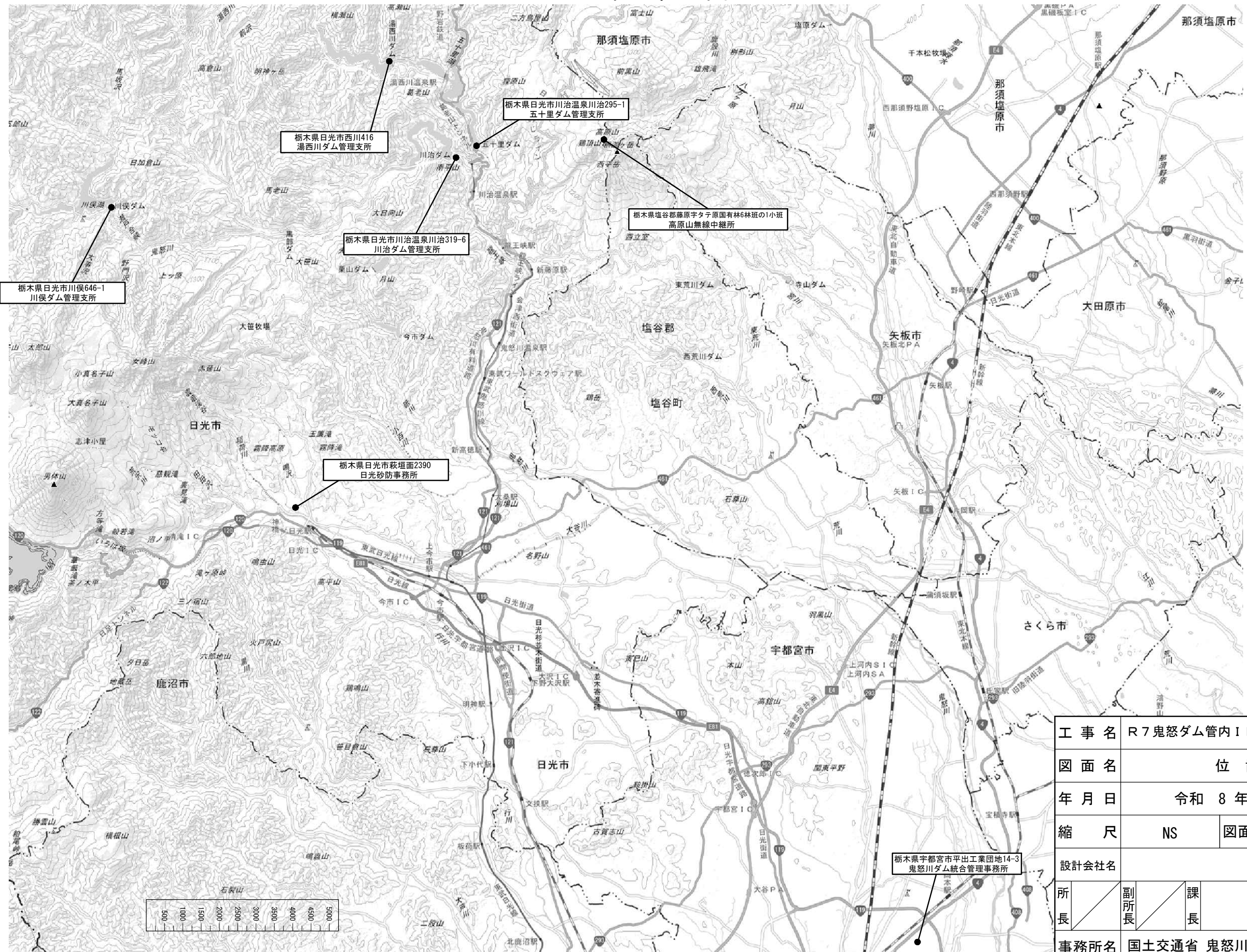
・Ch4	X	23.7 gal
・Ch5	Y	23.7 gal
・Ch6	Z	23.7 gal

■B3監査廊

・Ch7	X	23.7 gal
・Ch8	Y	23.7 gal
・Ch9	Z	23.7 gal

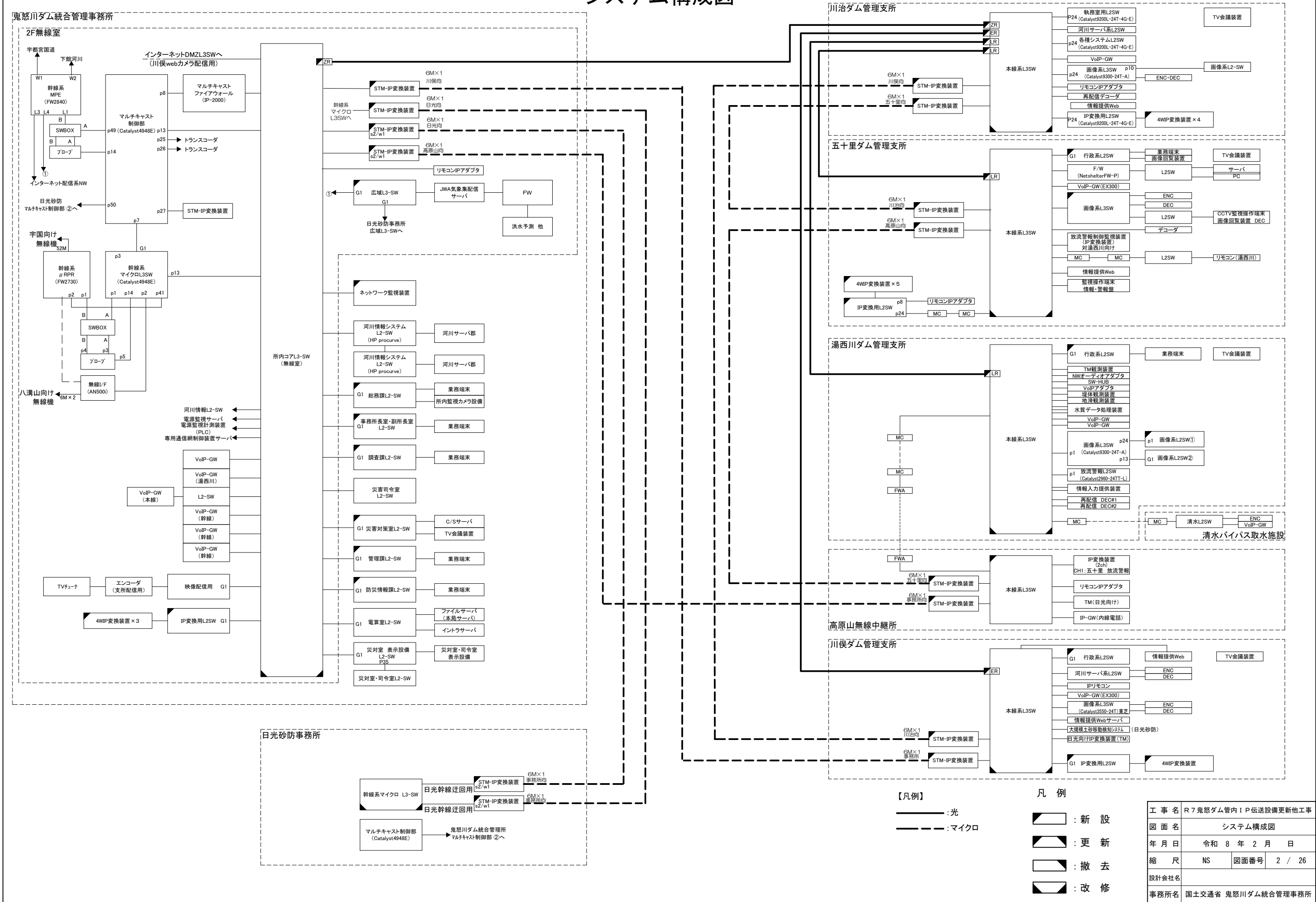
付図 送信メール本文案(参考)

位置図

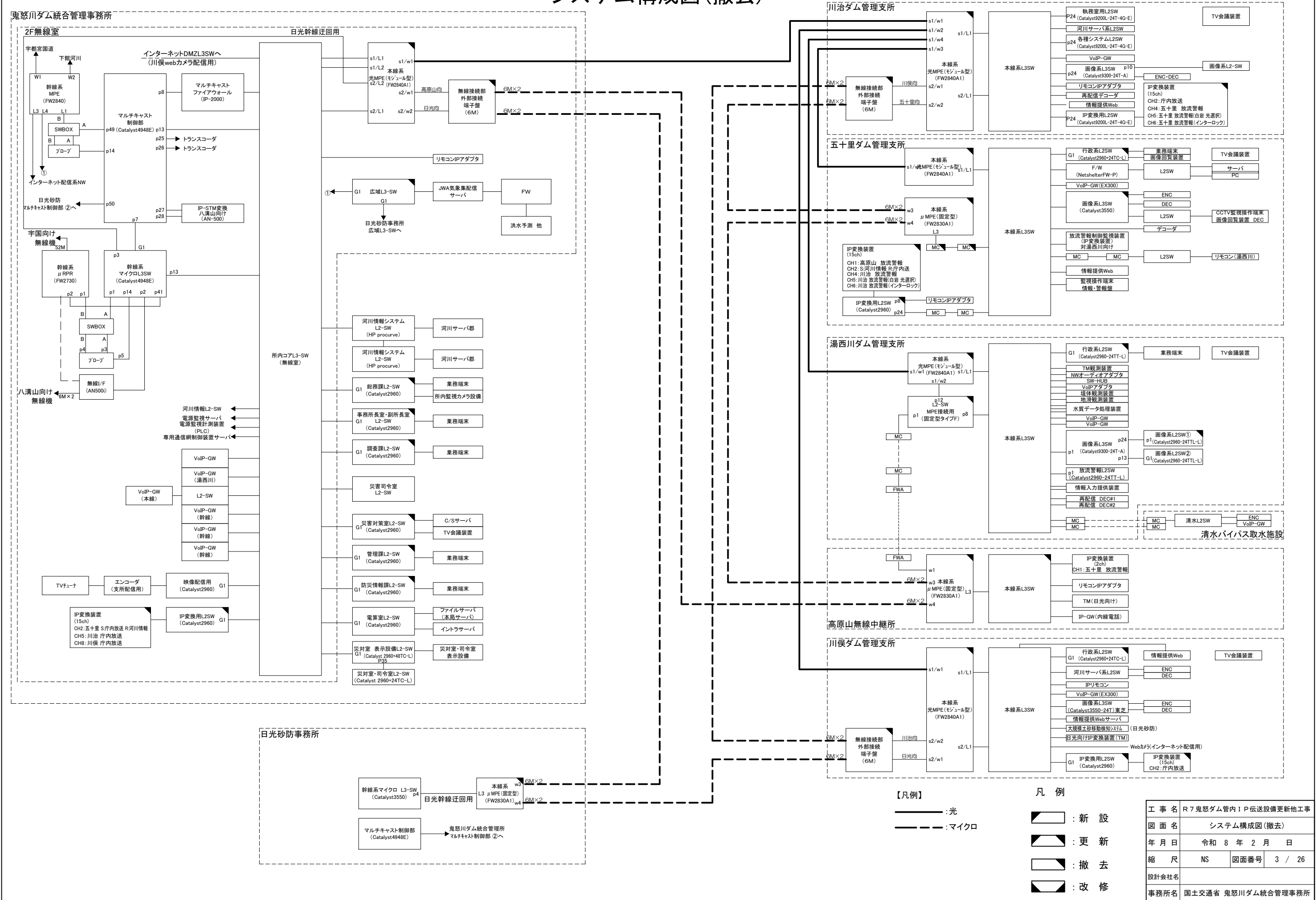


工 事 名		R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事							
図 面 名		位 置 図							
年 月 日		令和 8 年 2 月 日							
縮 尺		NS		図面番号		1 / 26			
設計会社名									
所 長		副 所 長		課 長		専 門 官		設 計	
事務所名		国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所							

システム構成図



システム構成図(撤去)



平面图



本線ネットワーク装置実装図

※2 撤去後、4WIP変換装置3台を新設する。

※1 10Gイーサネット長距離用IFを新設する。

機器一覽表

No.	名 称	備 考	No.	名 称	備 考
1	6.5GHz帯128QAM多重無線装置(宇都宮国道局向)		16	VoIP-GW收容架	今回対象
2	6.5GHz帯128QAM多重無線装置(八溝山局向)		17	データ集配信装置	
3	複合型多重端局装置 基本架1		18	統一河川情報システム2	
4	複合型多重端局装置 基本架2		19	統一河川情報システム1	
5	複合型多重端局装置 基本架3		20	CVCF分電盤	
6	映像系共用架		21	2階IDF	
7	無線電話装置		22	無線室交流分電盤	
8	本線系ネットワーク装置架	今回対象	23	上:SONET用分電盤	
9	監視装置架		24	下:無線室空調分電盤P-D	
10	網同期装置		25	直流分電盤	
11	ヘッドエンド装置1		26	自動電話交換機	
12	ヘッドエンド装置2		27	MDF	
13	7.5GHz帯簡易型多重無線装置(氏家局向)		28	光成端箱	
14	SONET鬼怒川ダム2		29	デハイドレータ	
15	SONET鬼怒川ダム1		30	TV共聴設備	

 : 新 設

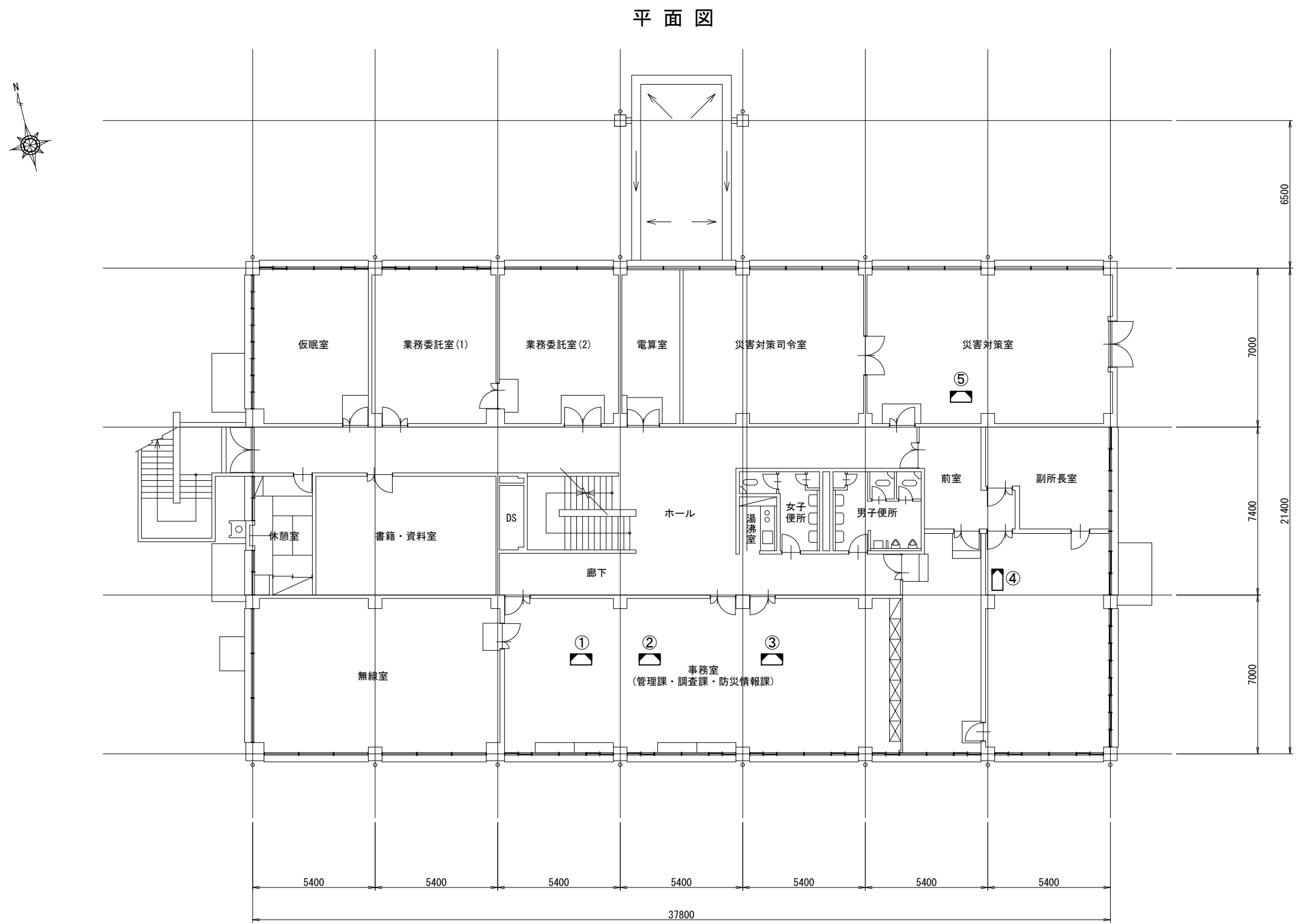
 : 更新

 : 撤 去

 : 改 修

工 事 名	R7 鬼怒ダム管内！P伝送設備更新他工事		
図 面 名	鬼怒川ダム統合管理事務所 無線室 平面図		
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
縮 尺	NS	図面番号	4 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

鬼怒川ダム統合管理事務所 2階 平面図



機器一覧表

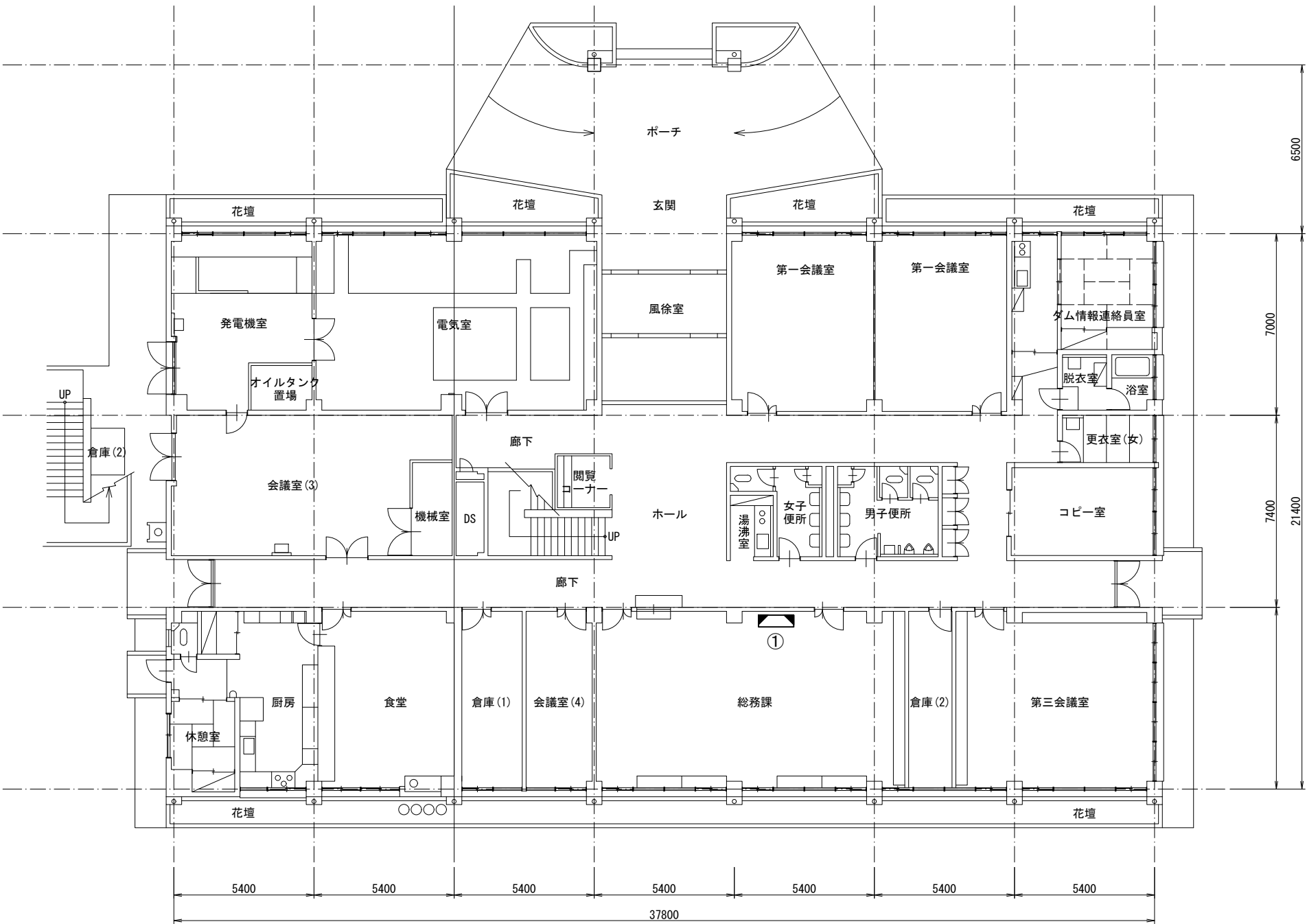
No.	名 称	備 考	No.	名 称	備 考
①	防災情報課 L2-SW	更 新	④	所長室・副所長室 L2-SW	更 新
②	管理課 L2-SW	更 新	⑤	災害対策室 L2-SW	更 新
③	調査課 L2-SW	更 新			

- 凡 例
- : 新 設
 - : 更 新
 - : 撤 去
 - : 改 修

工 事 名	R7鬼怒ダム管内IP伝送設備更新他工事		
図 面 名	鬼怒川ダム統合管理事務所 2階 平面図		
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	5 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

鬼怒川ダム統合管理事務所 1階 平面図

平面図



機器一覧表

No.	名 称	備 考
①	総務課 L2-SW	更 新

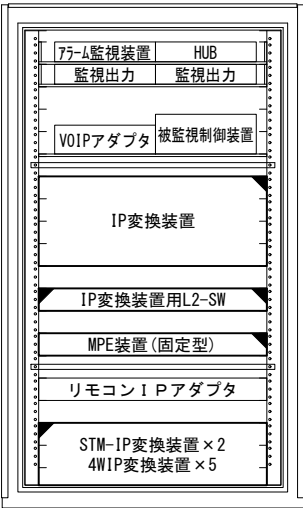
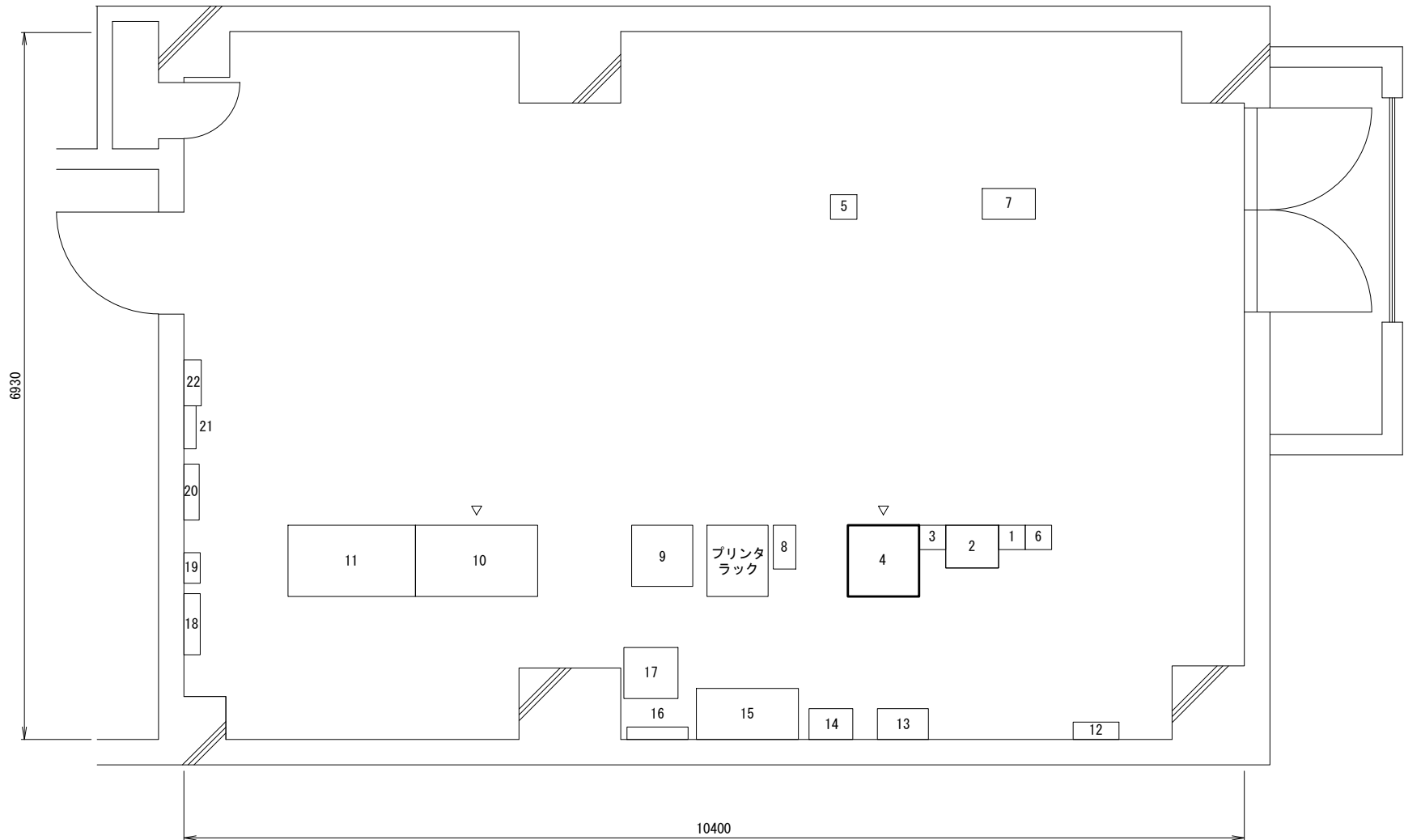
凡 例

- : 新 設
- : 更 新
- : 撤 去
- : 改 修

工 事 名	R7 鬼怒ダム管内IP伝送設備更新他工事		
図 面 名	鬼怒川ダム統合管理事務所 1階 平面図		
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	6 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

五十里ダム 無線室 平面図

平 面 図



本線系ネットワーク装置架
五十里ダム管理支所無線室

※1 10Gイーサネット短距離用IFを新設する。

No.	機 器 名 称	備 考
1	6.5GHz帯4PSK多重無線装置（川治局向）	
2	複合型多重端局装置	
3	被監視制御装置	
4	本線系ネットワーク装置架	
	MPE（固定型） MPE装置（固定型）	撤 去
	リモコンIPアダプタ	
	IP変換装置用L2-SW	更 新
	IP変換装置	撤 去
5	無線電話装置（建設五十里第2）	
6	6.5GHz帯16QAM多重無線装置（高原山局向）	
7	テレメータ監視装置	
8	PHS交換機（APEX3600i）	
9	PHS收容架	
10	蓄電池（DC-48V）	
11	直流電源装置（DC-48V）	
12	乾燥空気充填装置	
13	通信用保安器	
14	IP電話交換機	
15	MDF	
16	光成端箱	
17	レーダ雨量ルータ架	
18	直流分電盤（DC-48V）	
19	交流分電盤	
20	電灯分電盤（L-A）	
21	電波時計	
22	CVC分電盤	

※撤去後、STM-IP変換装置2台を新設する。

※撤去後、4WIP変換装置5台を新設する。

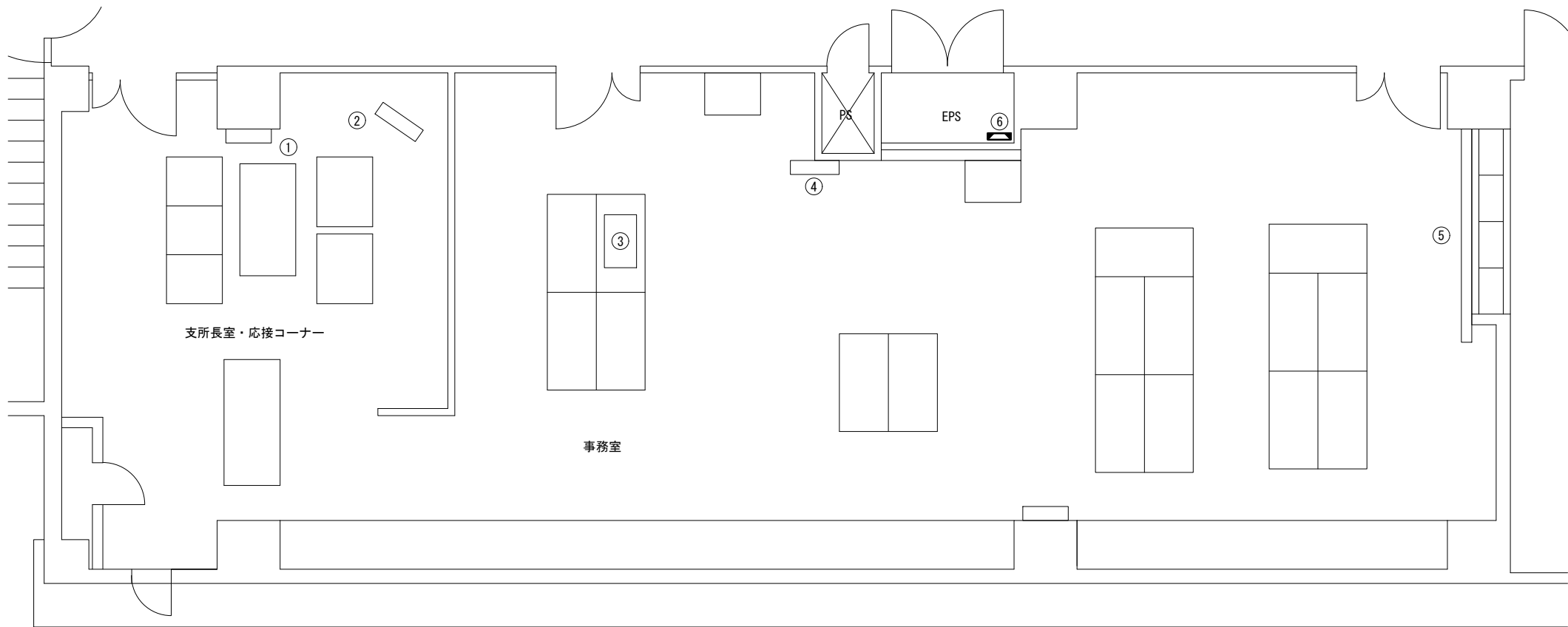
凡 例

- ：新 設
- ▤：更 新
- ▥：撤 去
- ▧：改 修

工 事 名	R7鬼怒ダム管内IP伝送設備更新他工事		
図 面 名	五十里ダム 無線室 平面図		
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
縮 尺	1:30	図面番号	7 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

五十里ダム 支所1階 平面図

平面図



機器一覧表

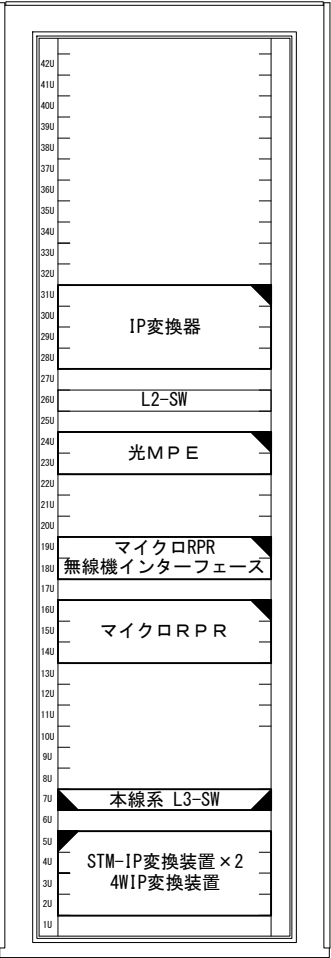
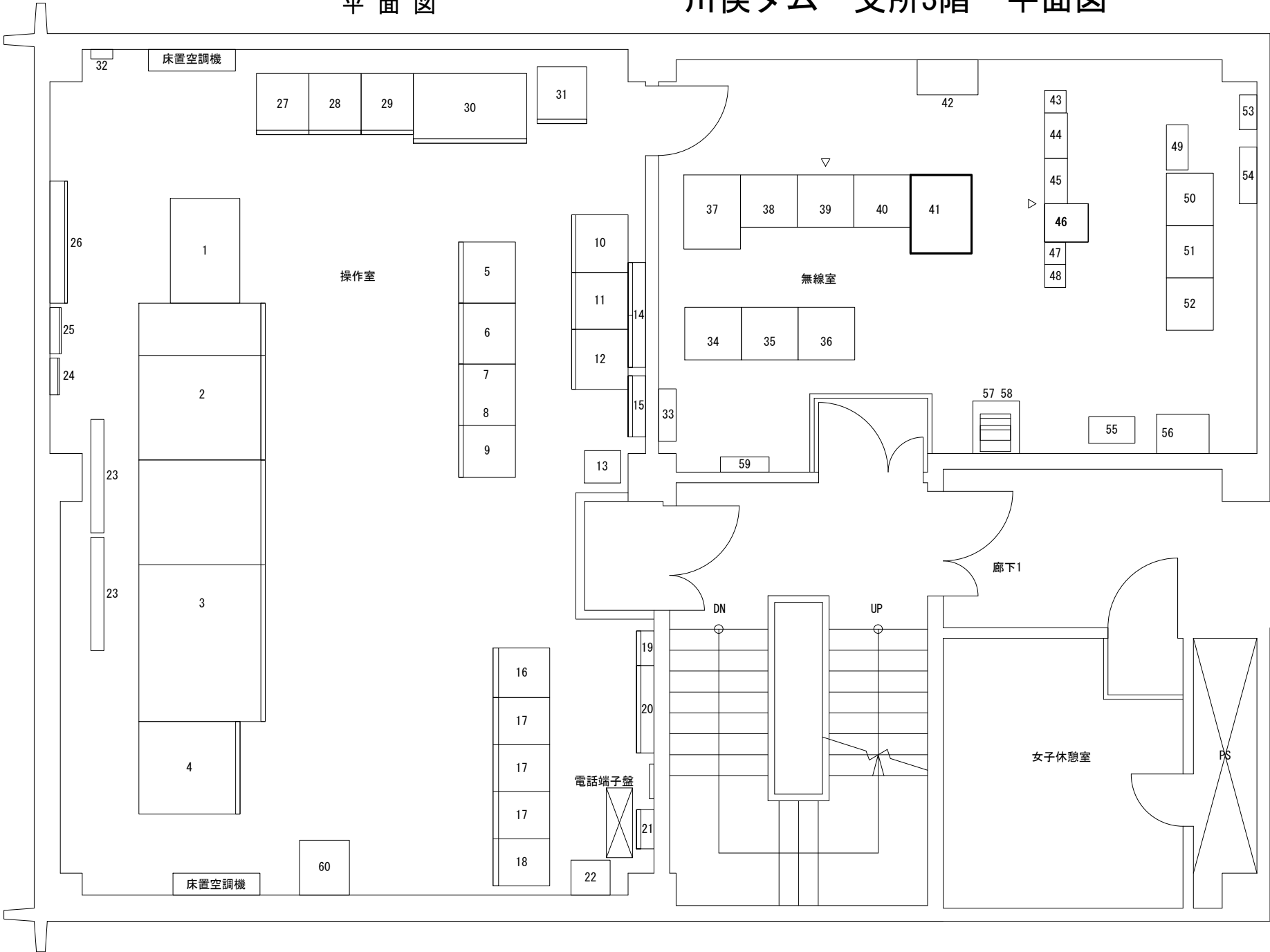
No.	名 称	備考
①	湯西川ダム情報警報表示壁1	
②	警報表示壁(支所長室)	
③	表示制御装置(事務室)	
④	大型ディスプレイ(事務室)	
⑤	情報表示壁	
⑥	執務室L2-SW	更 新

凡 例

- ：新 設
■：更 新
■：撤 去
■：改 修

工 事 名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事		
図 面 名	五十里ダム 支所1階 平面図		
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
縮 尺	1:40	図面番号	8 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

平 面 図 川俣ダム 支所3階 平面図



本線系ネットワーク装置架
川俣ダム管理支所 無線室

※ 1 10Gイーサネット中距離用IFを新設する。
※ 2 撤去後、4WIP変換装置 1 台を新設する。

No.	装 置 名 称	備 考	No.	装 置 名 称	備 考	No.	装 置 名 称	備 考	No.	装 置 名 称	備 考
1	CCTV操作卓		21	商用交流分電盤		41	本線系ネットワーク装置		56	MDF	
2	表示設定操作卓		22	耐雷トランス (5kVA)			光MPE	撤 去	57	移動無線装置	
3	遠方手動操作卓		23	プラズマディスプレイ			無線RPR	撤 去	58	電話応答通報装置	
4	放流警報操作卓		24	時計装置			L3-SW	改 修	59	光ケーブル成端箱	
5	記録用端末装置		25	減勢池水位表示器			L2-SW		60	水質データ処理装置	
6	管理支援処理装置		26	情報表示盤・1			IP変換器	撤 去			
7	気象観測プリンタ		27	カラーレーザープリンタ		42	テレメータ観測記録タイプライタ				
8	画像符号化装置 (下)		28	電気設備監視装置		43	被監視制御装置				
9	模写伝送装置		29	FRICS端末装置		44	テレメータ監視装置				
10	テレメータ観測記録プリンタ		30	Webサーバ		45	警報制御監視装置				
11	警報操作記録プリンタ		31	減勢池水位計盤		46	複合端局装置				
12	地震観測装置 (防災用) GG3		32	警報設定器		47	6. 5GHz帯4PSK多重無線装置 (川治局向)				
13	L2-SW収容ラック		33	直流分電盤		48	6. 5GHz帯4PSK多重無線装置 (日光局向)				
14	CVCF交流分電盤		34	光ケーブル接続盤・中継端子盤		49	有線警報装置				
15	直流分電盤		35	入出力処理装置・1		50	CCTV制御装置				
16	地震観測装置 (安全管理用) GG1・PS3・クレストゲート室		36	入出力処理装置・2		51	CCTV制御装置				
17	総合気象観測装置		37	情報提供装置・情報管理装置		52	CCTV制御装置				
18	岩盤変位観測装置		38	演算処理装置1・2		53	デハイドレータ				
19	遠方操作盤		39	情報伝達処理装置		54	サイレン制御盤				
20	中継端子盤		40	副貯水位計		55	IP電話交換機				

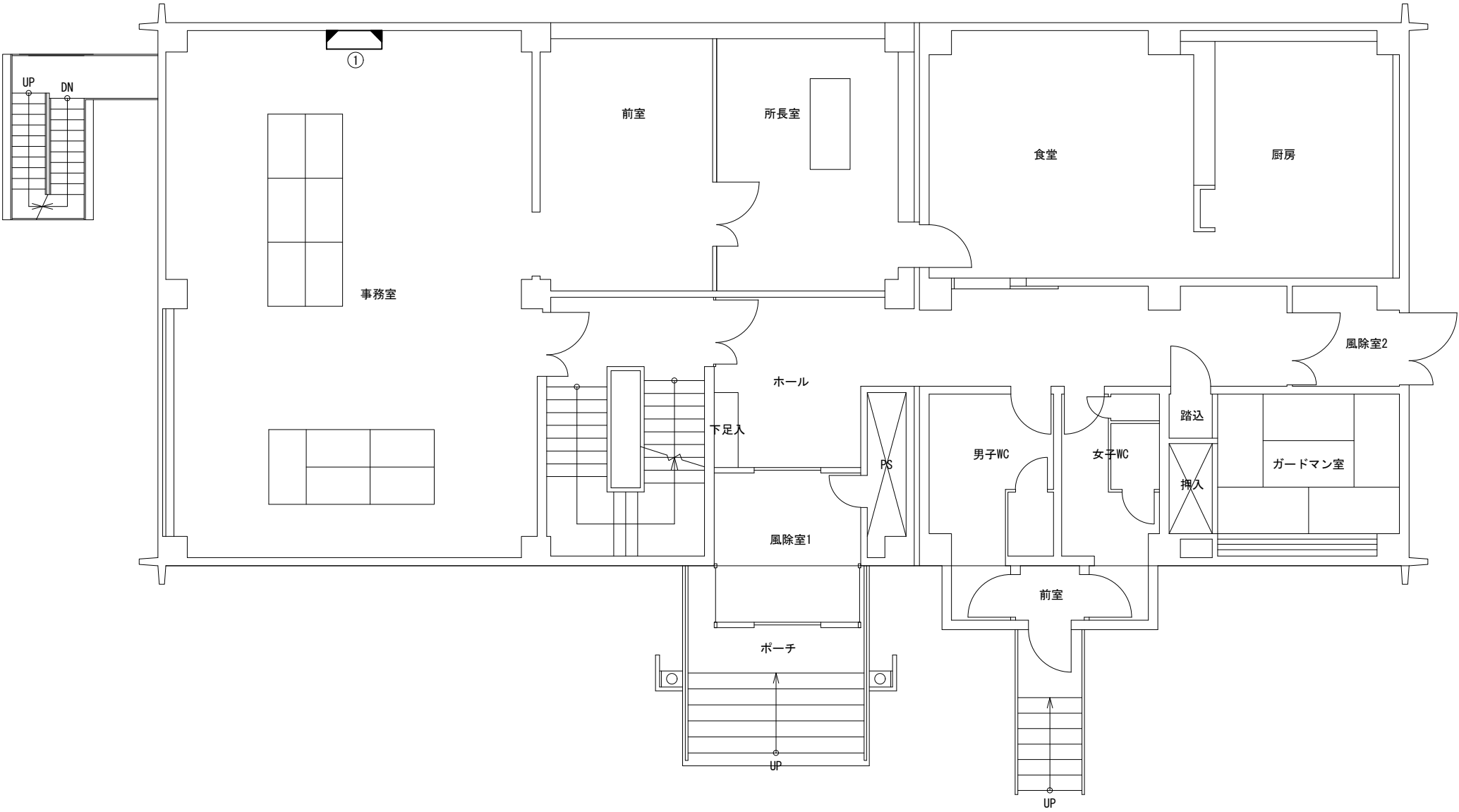
凡 例

- : 新 設
- ◻ : 更 新
- ◻ : 撤 去
- ◻ : 改 修

工 事 名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事		
図 面 名	川俣ダム 支所3階 平面図		
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
縮 尺	1:30	図面番号	9 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

川俣ダム 支所2階 平面図

平 面 図



機器一覧表		
No.	名 称	備 考
①	事務室 L2-SW	更 新

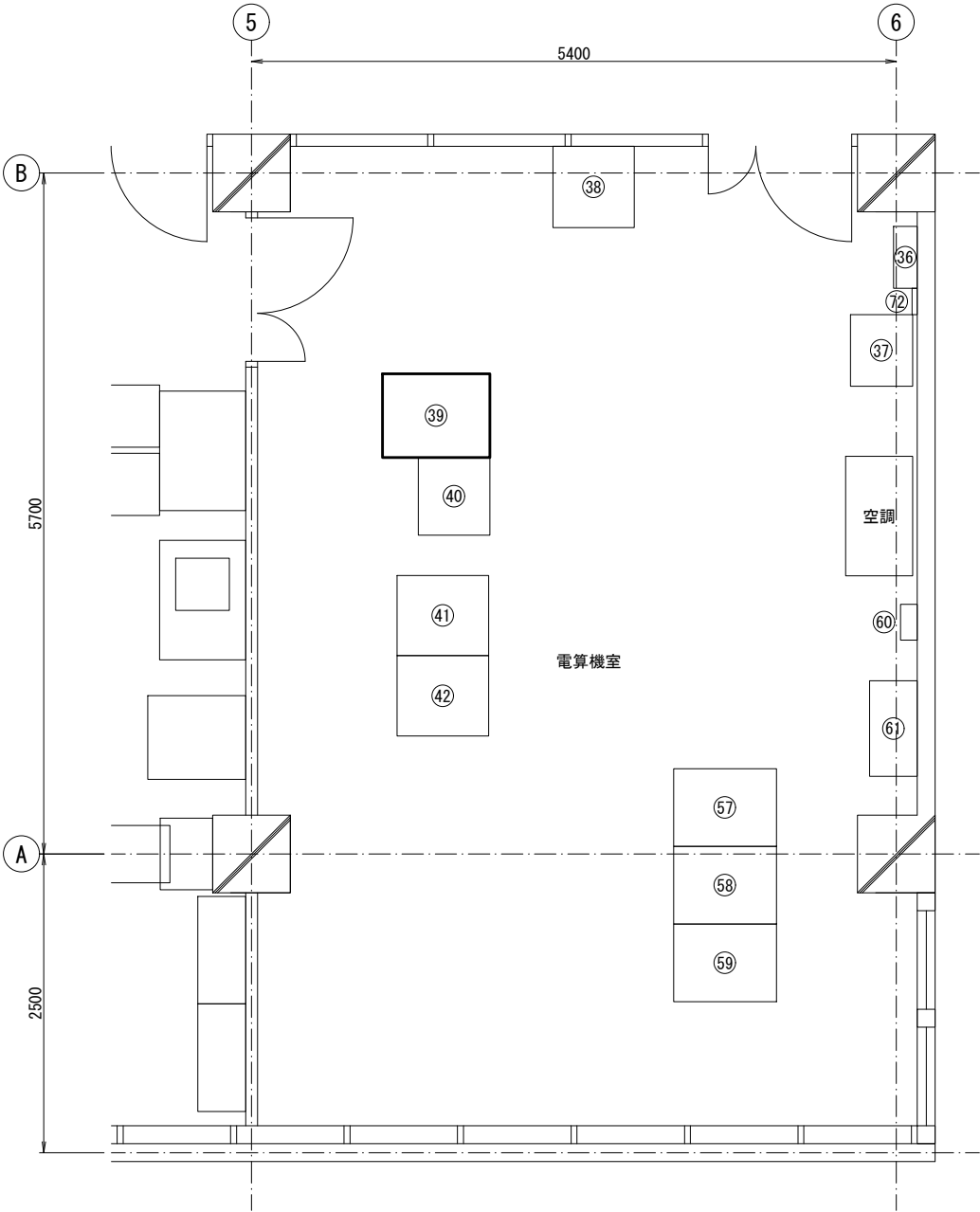
凡 例

-  : 新 設
-  : 更 新
-  : 撤 去
-  : 改 修

工 事 名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事		
図 面 名	川俣ダム 支所2階 平面図		
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
縮 尺	1:50	図面番号	10 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

川治ダム 支所4階 電算機室 平面図

平面图



機器一覽表

No.	名 称	備 考
(36)	無停電用分電盤2	
(37)	分電盤	
(38)	テレメータ観測記録装置	
(39)	本線系ネットワーク装置架	
	本線系L3-SW	改 修
(40)	水質データ変換装置	
(41)	ITV制御装置2	
(42)	CCTV制御装置	
	スイッチ棚	
	L2-SW(タイプD)	
	管理用端末	
	カメラ管理サーバ	
	KVM切替器	
	モニタ・キーボード・マウス	
	CCTV管理サーバ	
	L2-SW	
	MC棚	
	電源部・接続部	
(57)	光ケーブル接続盤	
(58)	入出力装置	
(59)	情報入力・提供装置	
(60)	P-8	
(61)	無停電用分電盤1	
(72)	無線LAN-AP1	

本線系ネットワーク装置架



※1 10Gイーサネット長距離IF×1
10Gイーサネット中距離IF×1
10Gイーサネット短距離IF×2
を新設する。

※2 撤去後、4WIP変換装置4台を新設する。

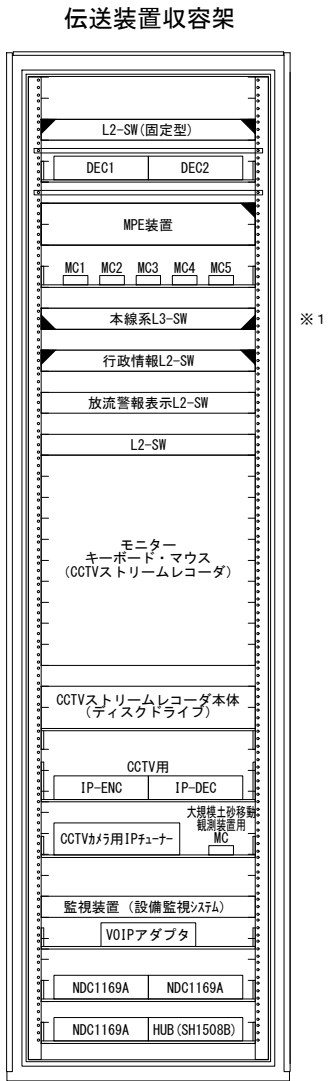
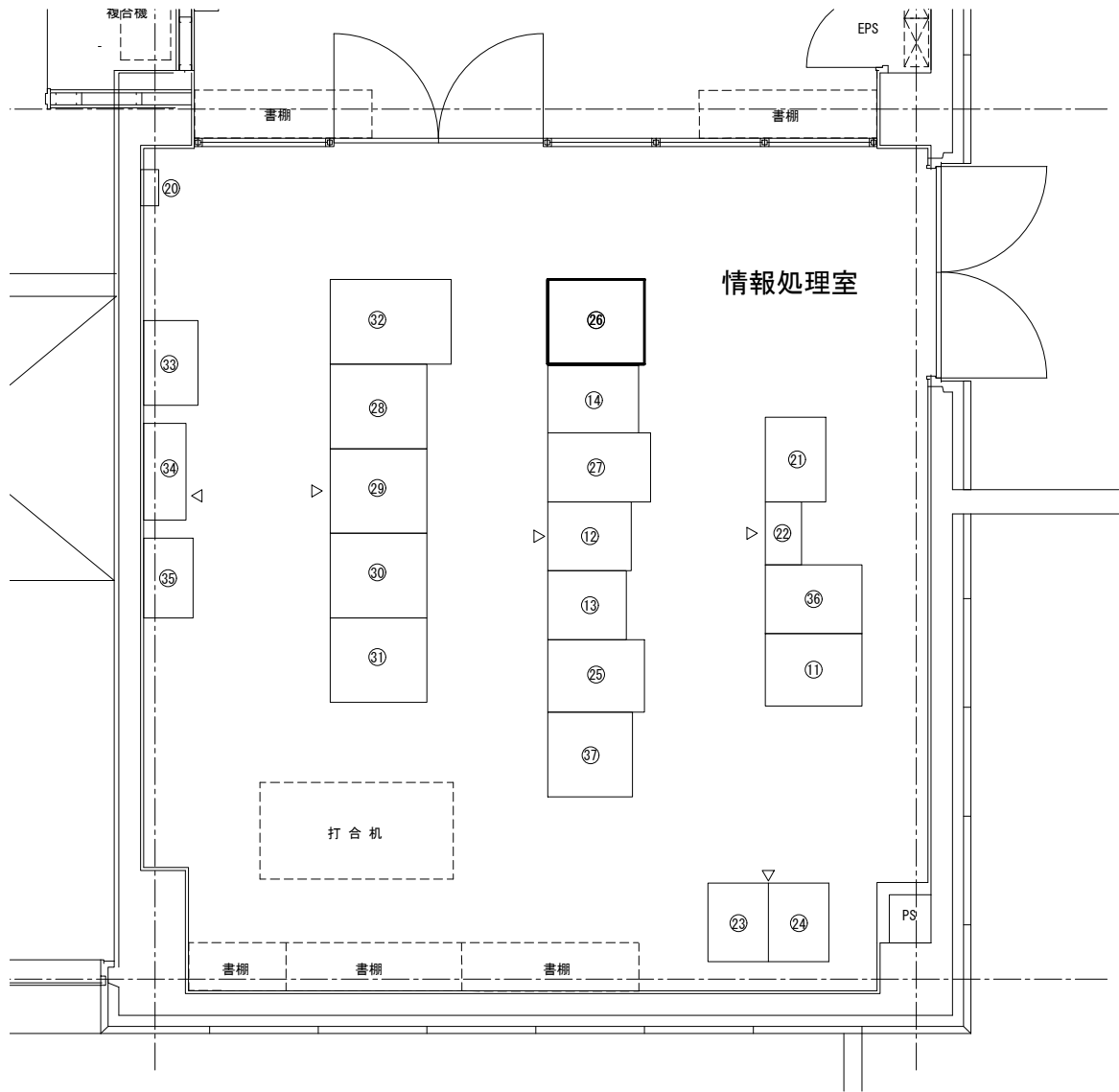
凡 例

-  : 新 設
 : 更 新
 : 撤 去
 : 改 修

工 事 名	R7鬼怒ダム管内1P伝送設備更新他工事		
図 面 名	川治ダム 支所4階 電算機室 平面図		
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
縮 尺	1:30	図面番号	11 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

湯西川ダム 支所2階 情報処理室 平面図

平面図



※1 10Gイーサネット短距離用IFを新設する。

No.	機器名称	備考	No.	機器名称	備考	No.	機器名称	備考
①	(ﾀﾞﾑｺﾝ) 警報設定器		⑪	(ﾀﾞﾑｺﾝ) 装置収納架		⑳	放流警報装置	
②	ﾀﾞﾑｺﾝ用大型ﾃﾞｻﾞｲﾝﾚｲ1 (ﾃﾞｰﾀ表示盤)		⑫	総合気象観測装置収容架		㉑	5kVA UPS (伝送装置用)	
③	CCTVｶﾒﾗ用大型ﾃﾞｻﾞｲﾝﾚｲ		⑬	水質自動観測装置収容架		㉒	5kVA UPS (電話交換機用)	
④	【空き】		⑭	堤体観測装置(1)		㉓	CCTV制御装置架	
⑤	【空き】		⑮	【空き】		㉔	伝送装置収容架	
⑥	【空き】		⑯	(庁舎設備) 総合盤 (営繕)		㉕	L2-SW (固定型)	更新
⑦	交換機故障時直通切替用転換器		⑰	エレベータ監視盤		㉖	光MPE (モジュール型)	撤去
⑧	放流警報装置用簡易操作器		⑱	電源表示盤		㉗	堤体観測装置(2)	
⑨	照明操作盤		㉙	通信用接地端子盤2 (営繕)		㉘	(ﾀﾞﾑｺﾝ) 中継端子盤	
⑩	洪水予測端末		㉚	通信用接地端子盤3 (営繕)				

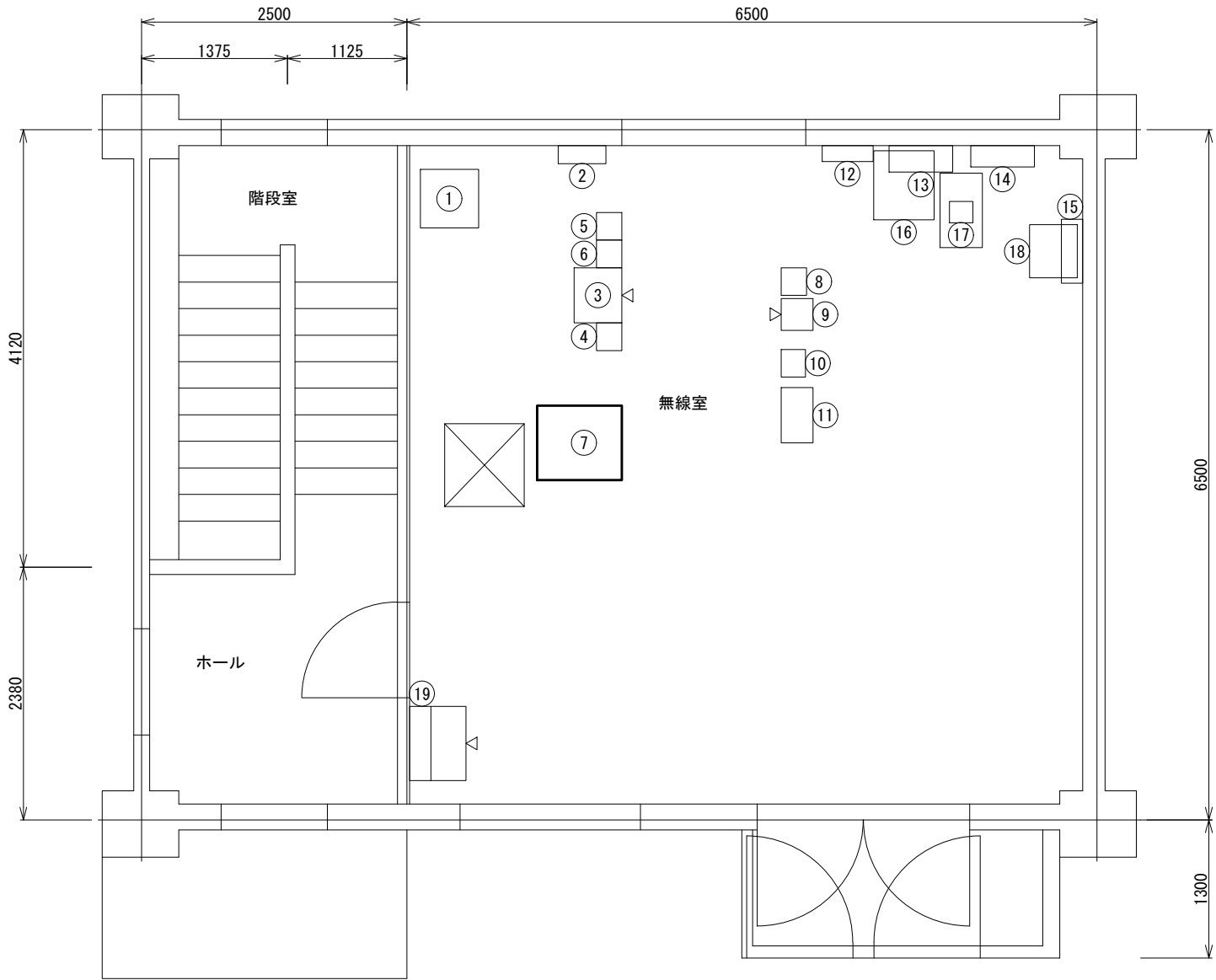
凡 例

- 新 設
- 更 新
- 撤 去
- 改 修

工 事 名	R7鬼怒ダム管内IP伝送設備更新他工事		
図 面 名	湯西川ダム 支所2階 情報処理室 平面図		
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
縮 尺	1:30	図面番号	12 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

高原山無線中継所 無線室 平面図

平面図



機器収容架

EIA W700 D800 H2200 (CB無)



凡 例

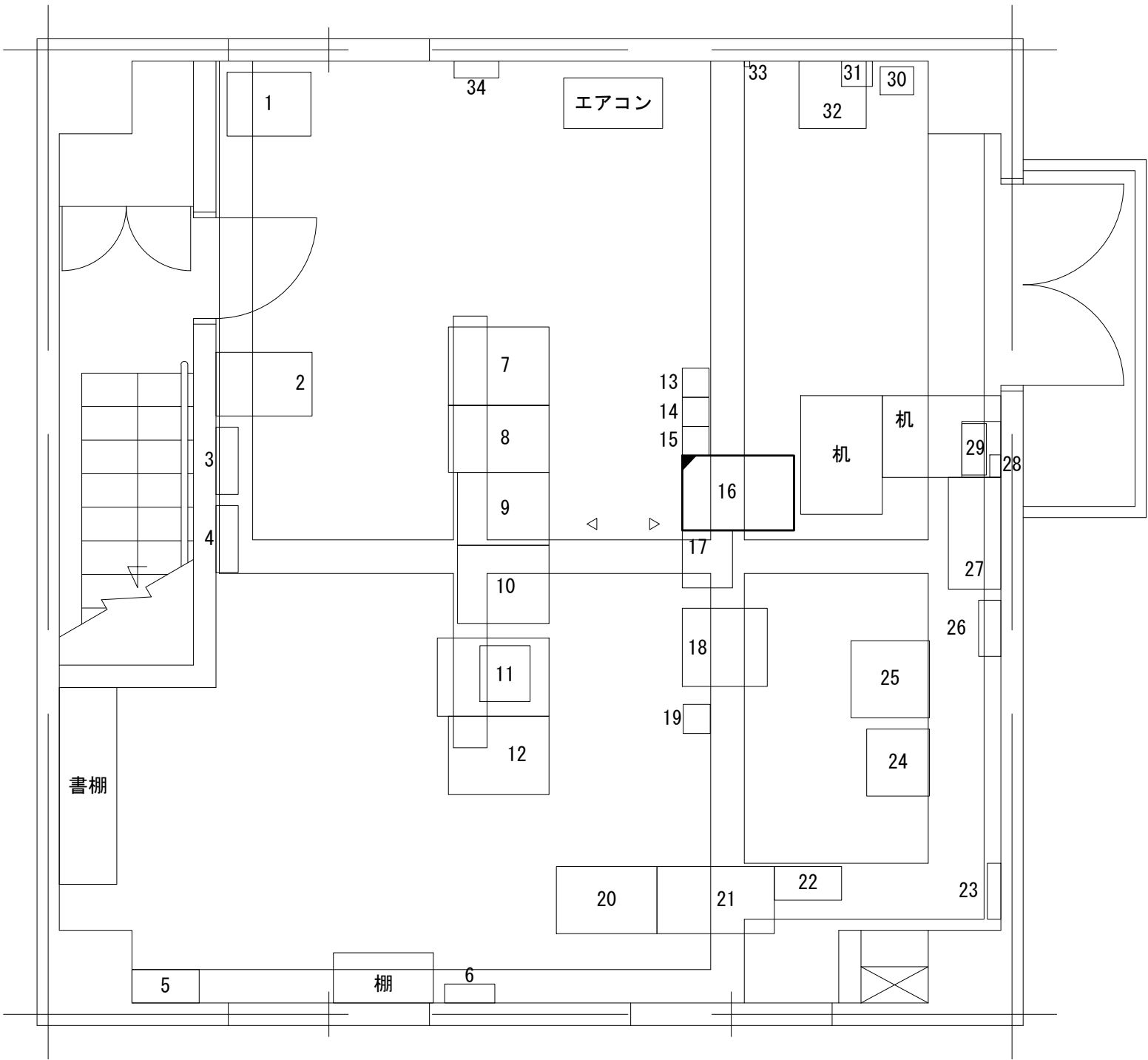
- : 新 設
◻ : 更 新
◻ : 撤 去
◻ : 改 修

品番	機 器 名 称	備 考
1	MDF	
2	デハイドレータ	
3	複合型多重端局装置	
4	被遠方監視制御装置	
5	6.5GHz帯4PSK多重無線通信装置(宇都宮国道局向)	
6	〃(五十里局向)	
7	機器収容架	
	FWA多重無線装置	
	本線系L3-SW	更 新
	IP変換装置	
	MPE伝送装置(固定型)	撤 去
	リモコンIPアダプタ	
	音声IP化装置	
8	無線電話中継装置	
9	放流警報中継装置	
10	テレメータ中継装置	
11	中継装置	
12	襲雷警報器	
13	テレメータ中継空中線共用器等の木板	
14	観測装置(高原山雨量局)	
15	直流分電盤	
16	集中豪雨検知装置	
17	雨量自記記録計	
18	テレメータ用直流電源装置	
19	直流分電盤・交流分電盤(L-I):一体型	

工 事 名	R7鬼怒ダム管内IP伝送設備更新他工事		
図 面 名	高原山無線中継所 無線室 平面図		
年 月 日	令和 8 年 2 月	日	
縮 尺	1:30	図面番号	13 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

日光砂防事務所 無線室 平面図

平面図



機器一覧

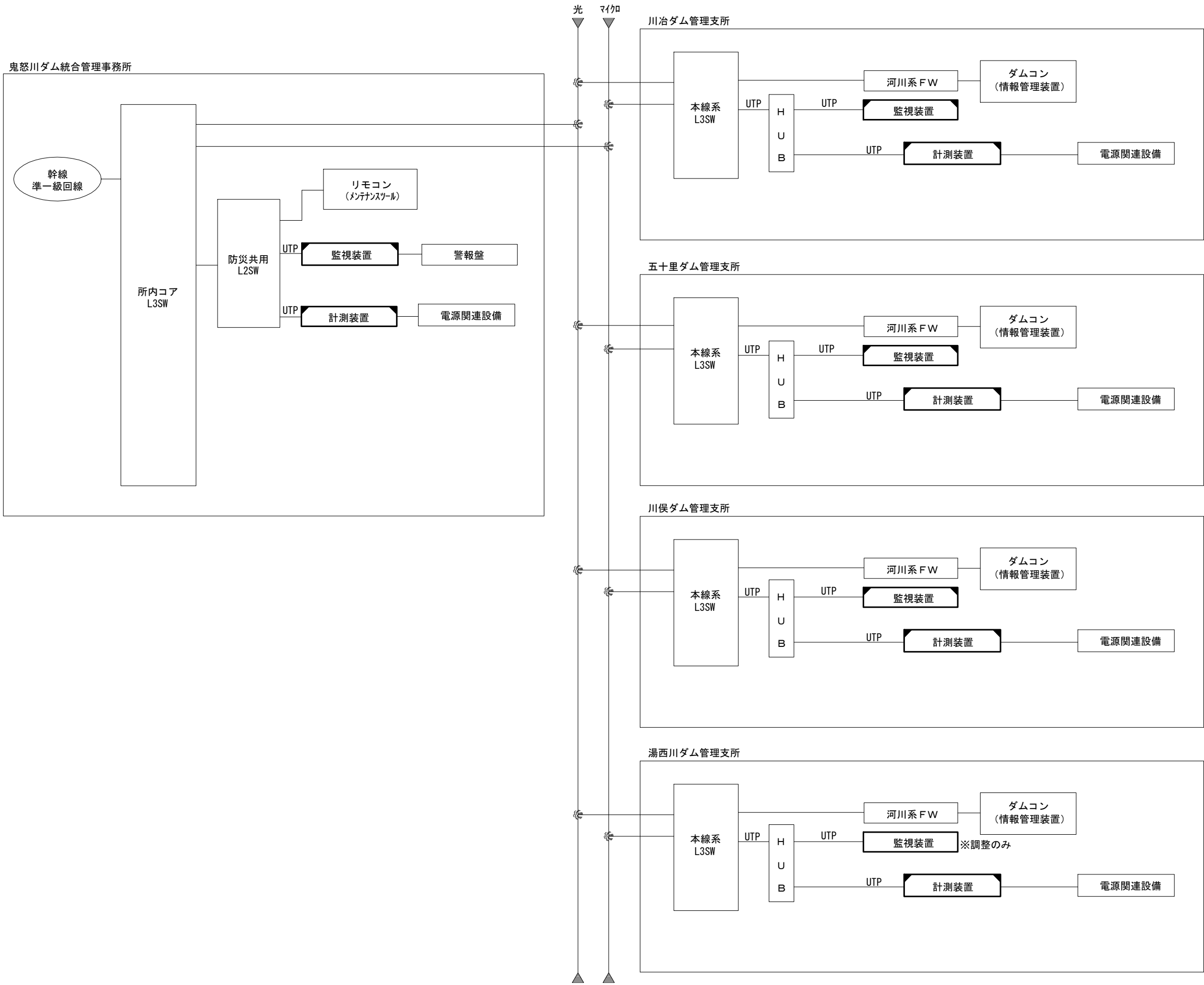
No.	機 器 名 称	備 考
1	大谷川CCTVシステム	
2	所内情報通信設備架（無線室LAN L3SW）	
3	UPS分電盤	
4	電灯分電盤	
5	光配線盤（大谷川系）	
6	デハイドレータ	
7	収納架 テレメータ中継回線用IP変換装置（川俣局向け） テレメータ中継回線用IP変換装置（高原山局向け）	
8	情報配信設備	
9	WEBサーバ	
10	映像受信架	
11	ネットワーク設備収納架 基幹L3SW マルチキャスト代理応答装置	
12	気象観測装置	
13	6.5GHz帯4PSK多重無線装置（宇都宮局向け）	
14	6.5GHz帯4PSK多重無線装置（川俣局向け）	
15	7.5GHz帯4PSK多重無線装置（砂防藤原局向け）	
16	機器収容架 無線機・制御器（親） VoIP-GWx2 VHF制御器（日光出張所向け）用IP変換装置 VHF制御器（藤原出張所向け）用IP変換装置 STM-IP変換装置×2	新 設
17	EMPLX	
18	流量演算装置架	
19	被監視制御装置	
20	蓄電池設備	
21	直流電源装置	
22	光配電盤（安良沢系）	
23	直流分電盤	
24	自動電話交換機	
25	操作卓	
26	通信用保安器	
27	MDF	
28	同軸避雷器	
29	超短波無線電話装置	
30	耐雷変圧器	
31	日光雨量観測装置	
32	直流電源装置	
33	同軸避雷器	
34	MCB-BOX	

凡 例

- ：新 設
- ：更 新
- ：撤 去
- ：改 修

工 事 名	R7鬼怒ダム管内IP伝送設備更新他工事		
図 面 名	日光砂防事務所 無線室 平面図		
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
縮 尺	NS	図面番号	14 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

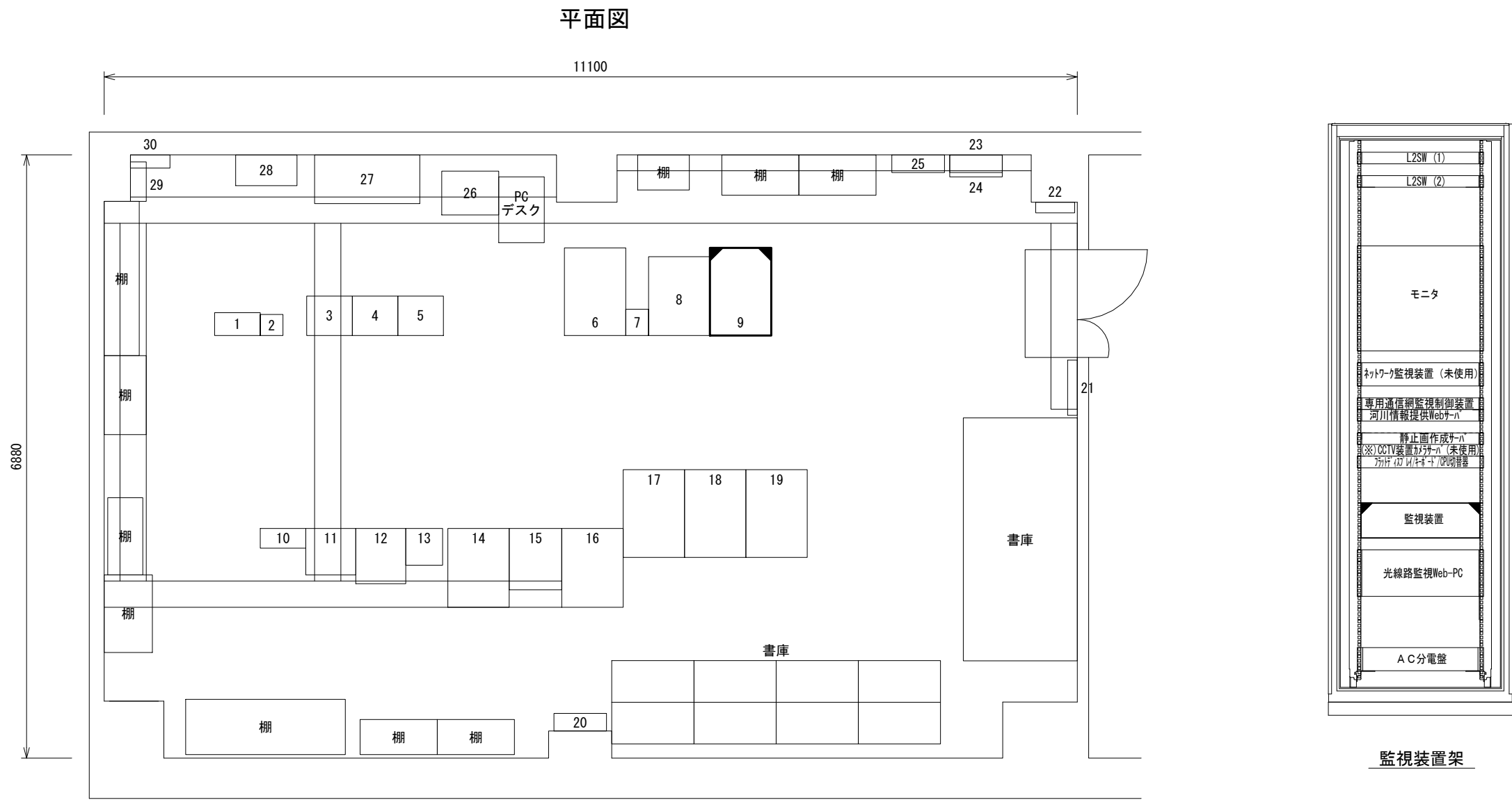
電源監視設備 システム構成図



- 凡 例
-  : 新 設
 -  : 更 新
 -  : 撤 去
 -  : 改 修

工 事 名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事		
図 面 名	電源監視設備 システム構成図		
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
縮 尺	NS	図面番号	15 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

鬼怒川ダム統合管理事務所 無線室 平面図（電源監視設備）



機器一覧表

No.	名 称	備 考	No.	名 称	備 考
1	6.5GHz帯128QAM多重無線装置(宇都宮国道局向)		16	VoIP-GW収容架	
2	6.5GHz帯128QAM多重無線装置(八溝山局向)		17	データ集配信装置	
3	複合型多重端局装置 基本架1		18	統一河川情報システム2	
4	複合型多重端局装置 基本架2		19	統一河川情報システム1	
5	複合型多重端局装置 基本架3		20	CVCf分電盤	
6	映像系共用架		21	2階IDF	
7	無線電話装置		22	無線室交流分電盤	
8	本線系ネットワーク装置架		23	上:SONET用分電盤	
9	監視装置架	更 新	24	下:無線室空調分電盤P-D	
10	網同期装置		25	直流分電盤	
11	ヘッドエンド装置1		26	自動電話交換機	
12	ヘッドエンド装置2		27	MDF	
13	7.5GHz帯簡易型多重無線装置(氏家局向)		28	光成端箱	
14	SONET鬼怒川ダム2		29	デハイドレータ	
15	SONET鬼怒川ダム1		30	TV共聴設備	

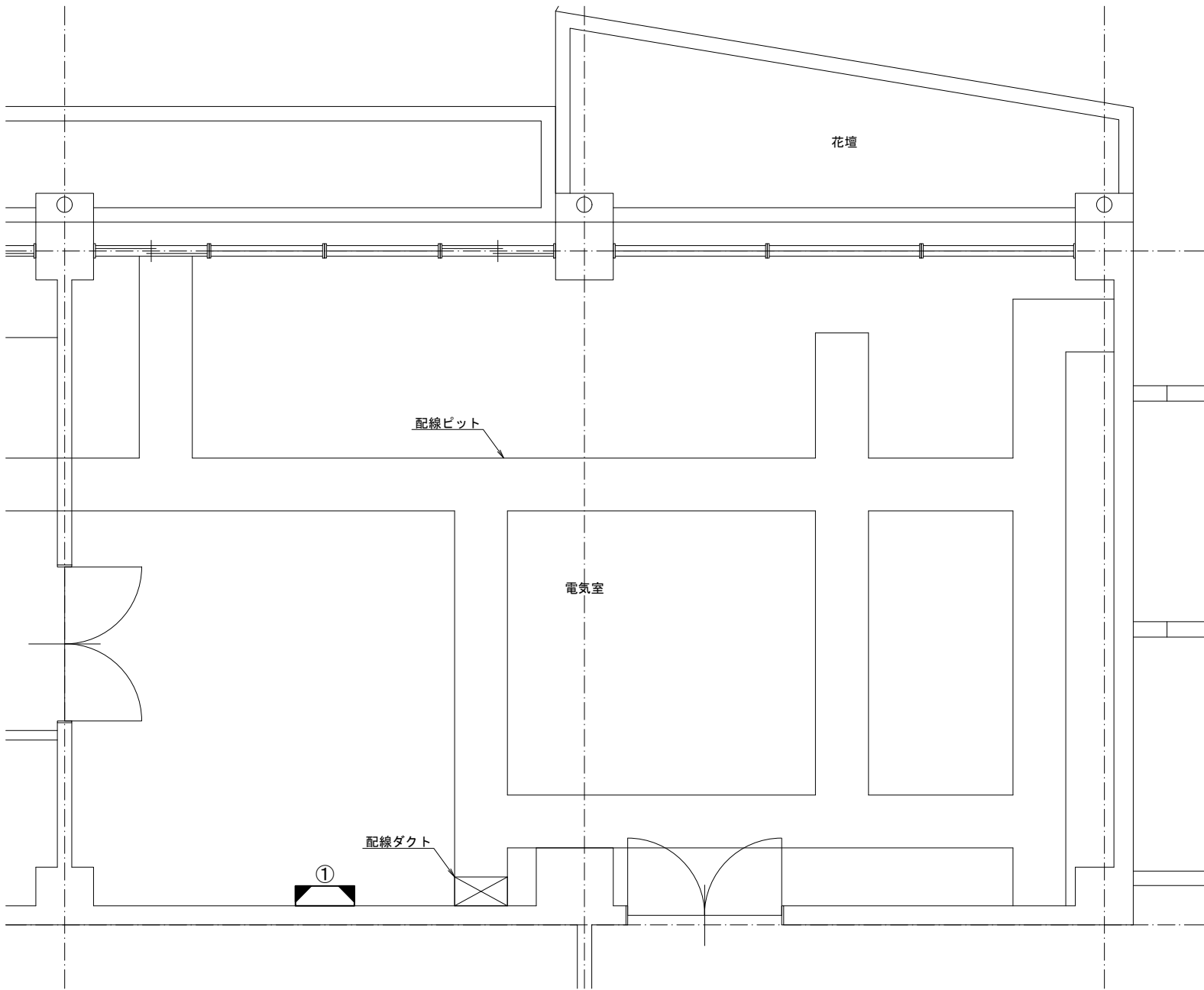
凡 例

- : 新 設
- : 更 新
- : 撤 去
- : 改 修

工 事 名	R7鬼怒ダム管内IP伝送設備更新他工事		
図 面 名	鬼怒川ダム統合管理事務所 無線室 平面図（電源監視設備）		
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
縮 尺	NS	図面番号	16 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

鬼怒川ダム統合管理事務所 電気室 平面図（電源監視設備）

平面図



機器一覧表

No.	名 称	備 考
①	計測装置	更 新

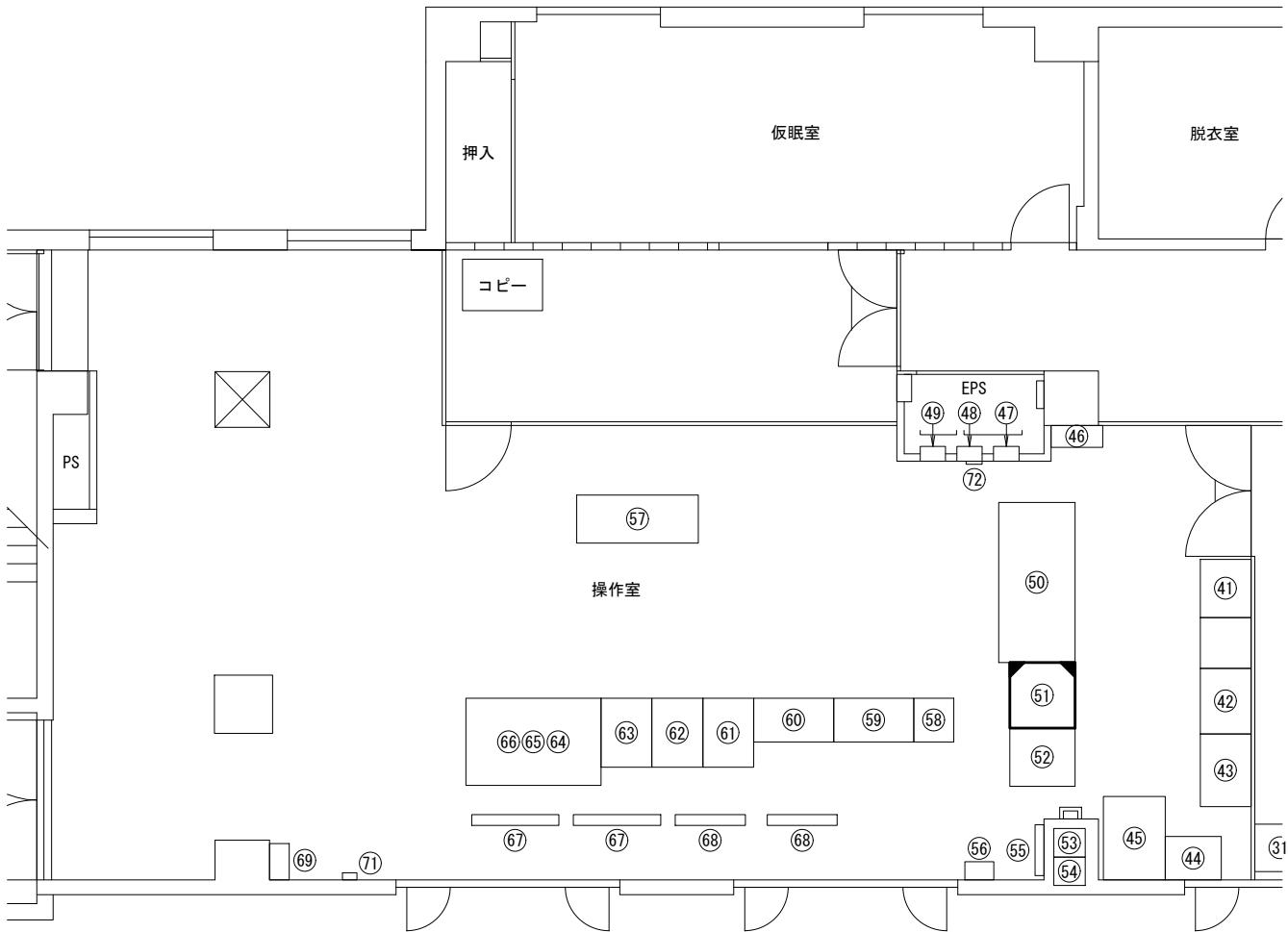
凡 例

- ：新 設
■：更 新
■：撤 去
■：改 修

工 事 名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事		
図 面 名	鬼怒川ダム統合管理事務所 電気室 平面図（電源監視設備）		
年 月 日	令和 8 年 2 月	日	
縮 尺	1:30	図面番号	17 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

五十里ダム 支所3階 操作室 平面図（電源監視設備）

平面図



機器一覧表

No.	名 称	備考	No.	名 称	備考
④①	放流警報表示装置操作卓		⑤⑦	端末	
④②	放流警報表示装置操作器		⑤⑧	カラーレーザプリンタ	
④③	放流警報表示装置制御機		⑤⑨	遠隔手動操作装置	
④④	放流警報制御記録		⑥①	CCTV操作卓	
④⑤	放流警報操作卓		⑥②	表示制御装置	
④⑥	操作室CVCF分電盤		⑥③	放流操作・判断支援装置I	
④⑦	PLT-4(弱電)		⑥④	放流操作・判断支援装置II	
④⑧	PLT-4(動力)		⑥⑤	遠方手動操作装置(選択取水・利水放流ゲート)	
④⑨	PLT-4(電灯)		⑥⑥	遠方手動操作装置(コンジットゲート)	
⑤①	遠方手動操作装置(クレストゲート)		⑥⑦	大型表示装置	
⑤②	監視装置	更 新	⑥⑧	湯西川ディスプレイ	
⑤③	レーザプリンタ		⑥⑨	照明操作盤	
⑤④	警報設定器		⑦①	天端照明スイッチ	
⑤⑤	警報盤		⑦②	無線LAN-AP2	
⑤⑥	操作室中継端子盤				
⑤⑦	通信用保安器				

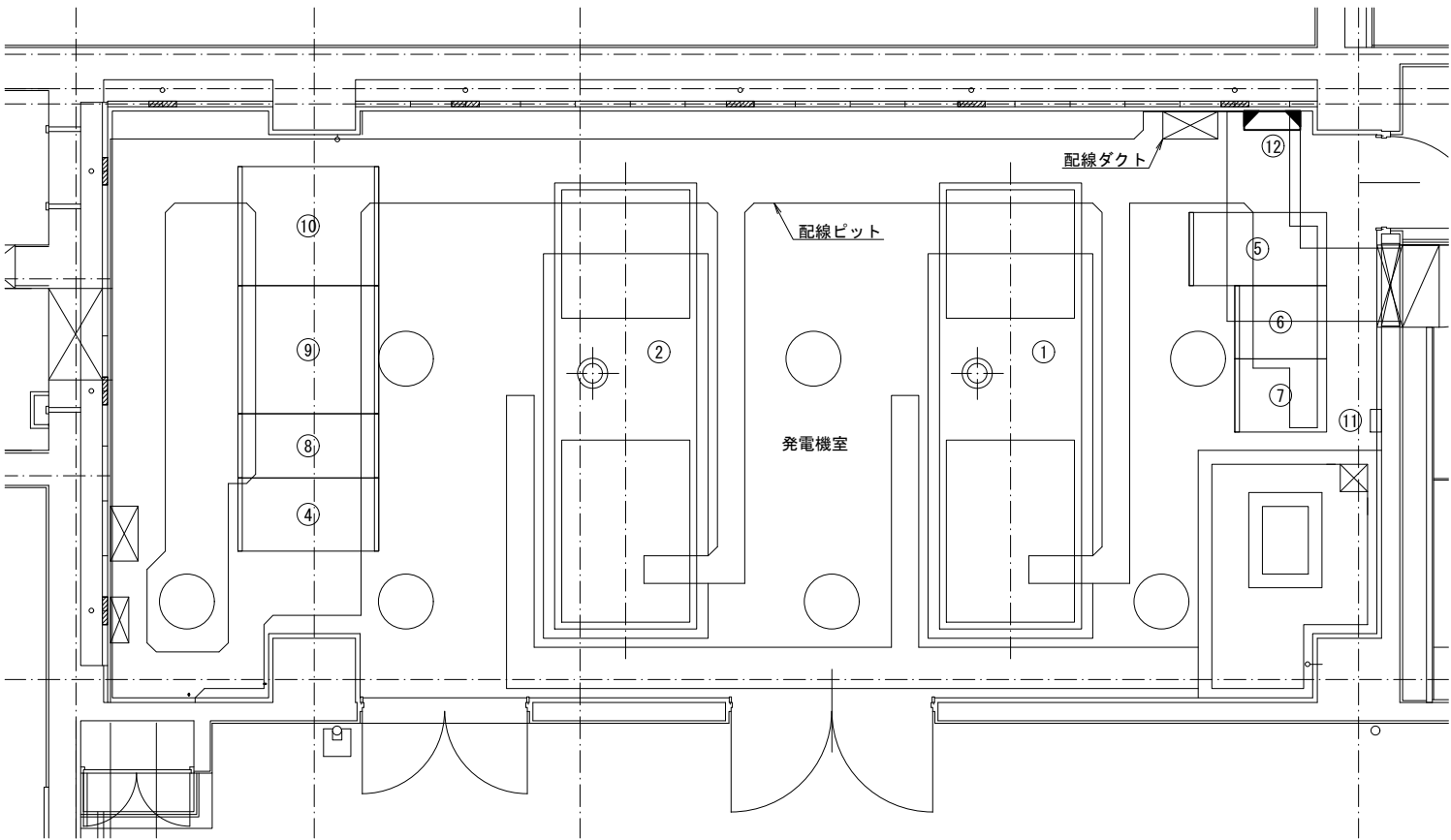
凡 例

- ：新 設
- ：更 新
- ：撤 去
- ：改 修

工 事 名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事		
図 面 名	五十里ダム 支所3階 操作室 平面図（電源監視設備）		
年 月 日	令和 8 年 2 月	日	
縮 尺	1:50	図面番号	18 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

五十里ダム 支所B1階 発電機室 平面図（電源監視設備）

平面図



機器一覧表

No.	名 称	備 考
①	No.1ディーゼル発電装置	
②	No.2ディーゼル発電装置	
③	燃料小出槽	
④	No.1発電機盤	
⑤	No.2発電機盤	
⑥	No.1直流電源盤	
⑦	No.2直流電源盤	
⑧	商用発電切換盤	
⑨	動力変圧器盤	
⑩	照明変圧器盤	
⑪	主燃料槽液面指示計	
⑫	計測装置	更 新

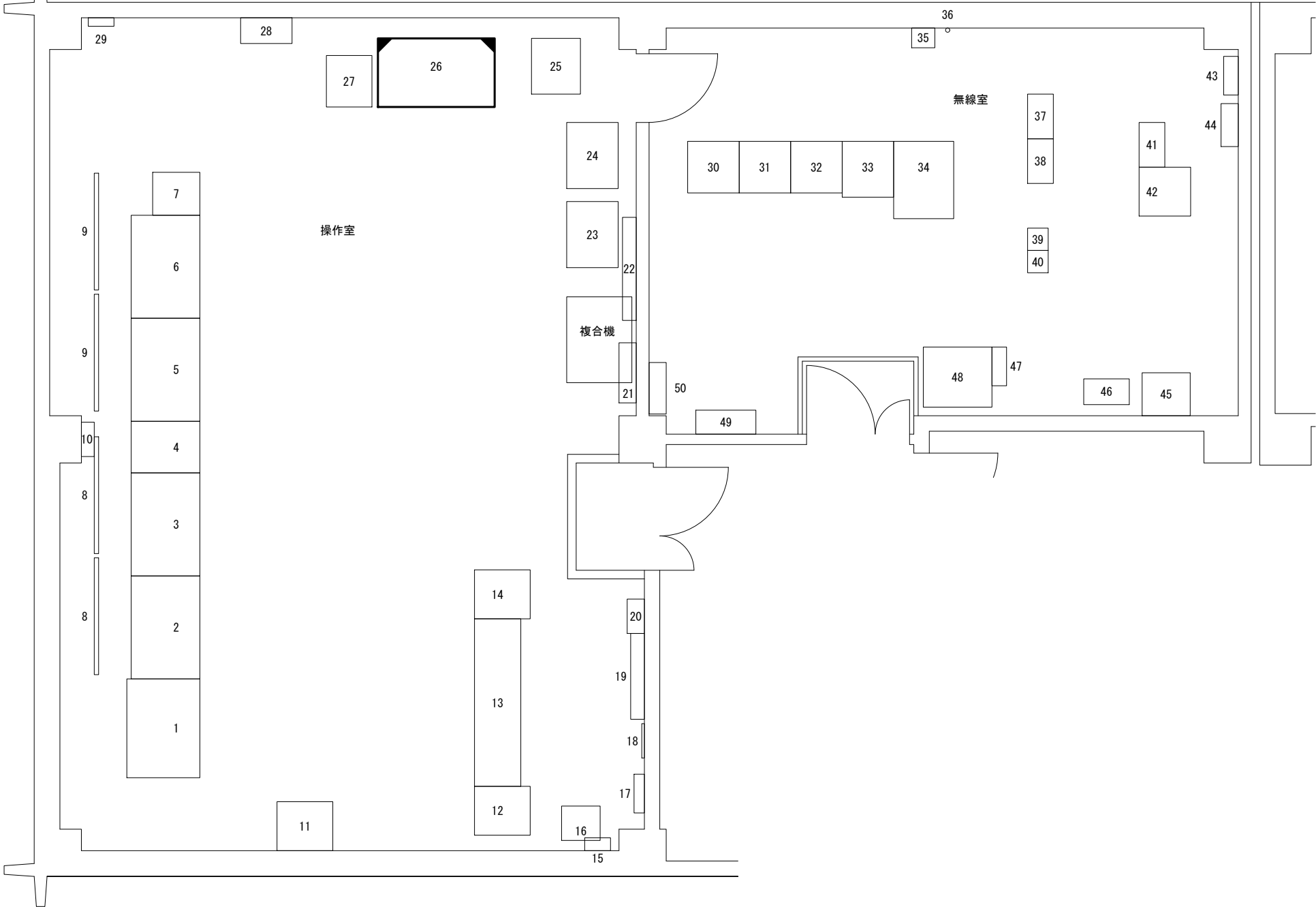
凡 例

- : 新 設
▤ : 更 新
▥ : 撤 去
▧ : 改 修

工 事 名	R7鬼怒ダム管内IP伝送設備更新他工事		
図 面 名	五十里ダム 支所B1階 発電機室 平面図（電源監視設備）		
年 月 日	令和 8 年	2 月	日
縮 尺	1:40	図面番号	19 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

平 面 図

川俣ダム 支所3階 平面図（電源監視設備）



機器一覧表

No.	名 称	備 考	No.	名 称	備 考	No.	名 称	備 考	No.	名 称	備 考	
1	放流警報操作卓		16	耐雷トランス		30	光ケーブル接続盤・中継端子盤		42	CCTV制御装置		
2	遠方手動操作装置(クレストゲート)		17	商用交流分電盤		31	入出力装置		43	デハイドレータ		
3	遠方手動操作装置(主放流ゲート)		18	屋外電話回線端子盤		32	情報入力・提供装置		44	サイレン制御盤		
4	放流操作装置		19	中継端子盤		33	主・副貯水位計		45	MDF		
5	放流判断支援装置・表示制御装置		20	遠方操作盤		34	本線系ネットワーク装置架		46	IP-PBX		
6	テレビ会議システム		21	直流分電盤				無線LAN用L2-SW(固定型タイプE)		47	瀬戸合峡カメラ公開サーバ	
7	プリンタ		22	CVCf交流分電盤				MCx3		48	電話応答装置	
8	大型モニタ		23	放流警報制御記録				光成端部x6		49	光ケーブル成端箱	
9	CCTV大型モニタ		24	テレメータ観測記録		35	土石流受信装置		50	直流分電盤		
10	時計装置		25	減勢池水位計盤		36	同軸避雷器					
11	水質データ処理装置		26	監視装置	更 新	37	テレメータ監視局装置					
12	統合観測装置		27	維持放流自動制御設備		38	放流警報制御監視装置					
13	気象観測装置		28	収容ラック		39	6.5GHz帯4PSK多重無線装置(川治局向)					
14	地震観測装置		29	上：警報盤		40	6.5GHz帯4PSK多重無線装置(日光局向)					
15	投光器スイッチ			下：警報設定器		41	有線警報装置					

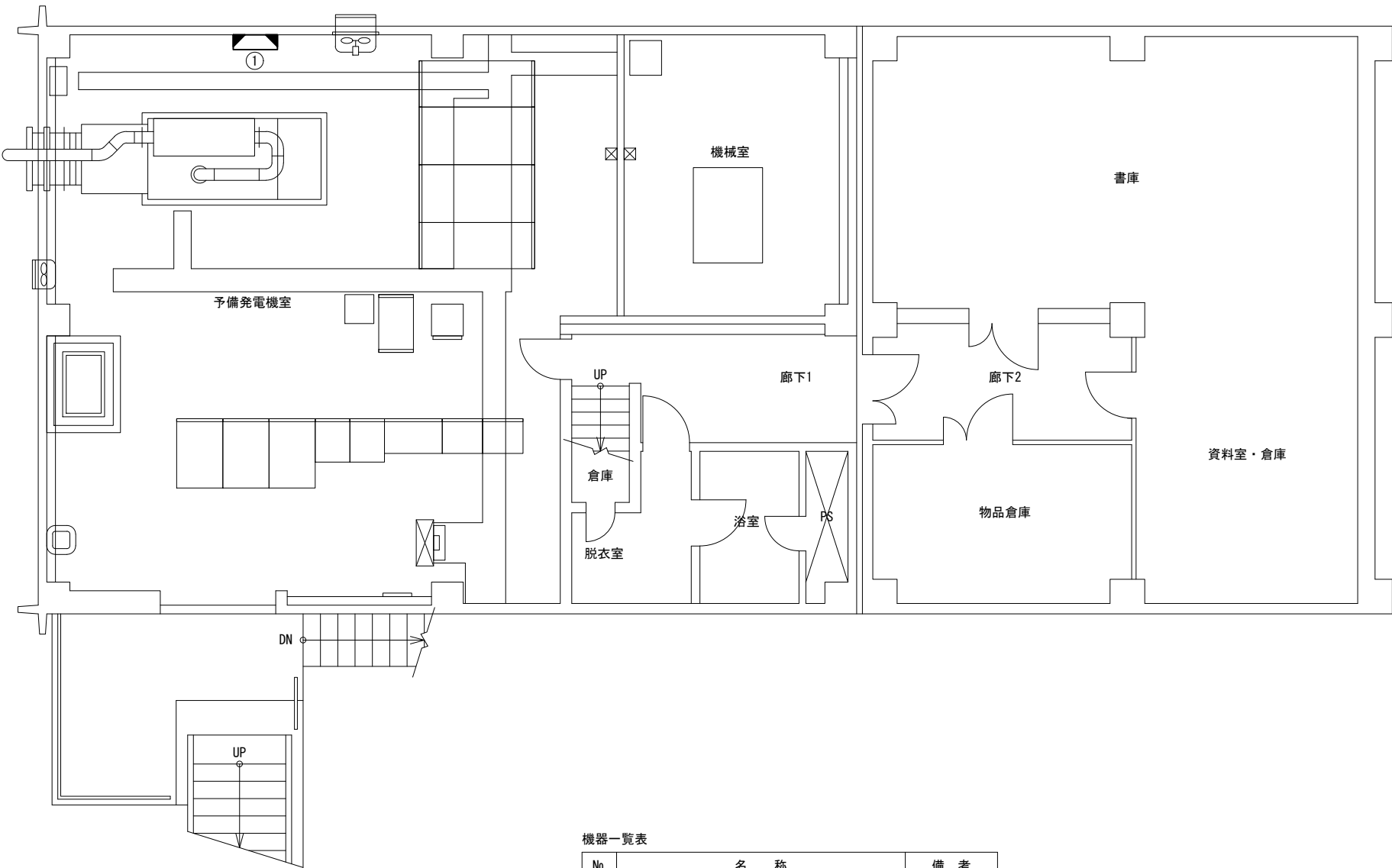
凡 例

- ：新 設
- ：更 新
- ：撤 去
- ：改 修

工 事 名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事		
図 面 名	川俣ダム 支所3階 平面図 （電源監視設備）		
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
縮 尺	1：30	図面番号	20 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

川俣ダム 支所1階 平面図 (電源監視設備)

平面図



機器一覧表

No.	名 称	備 考
①	計測装置	更 新

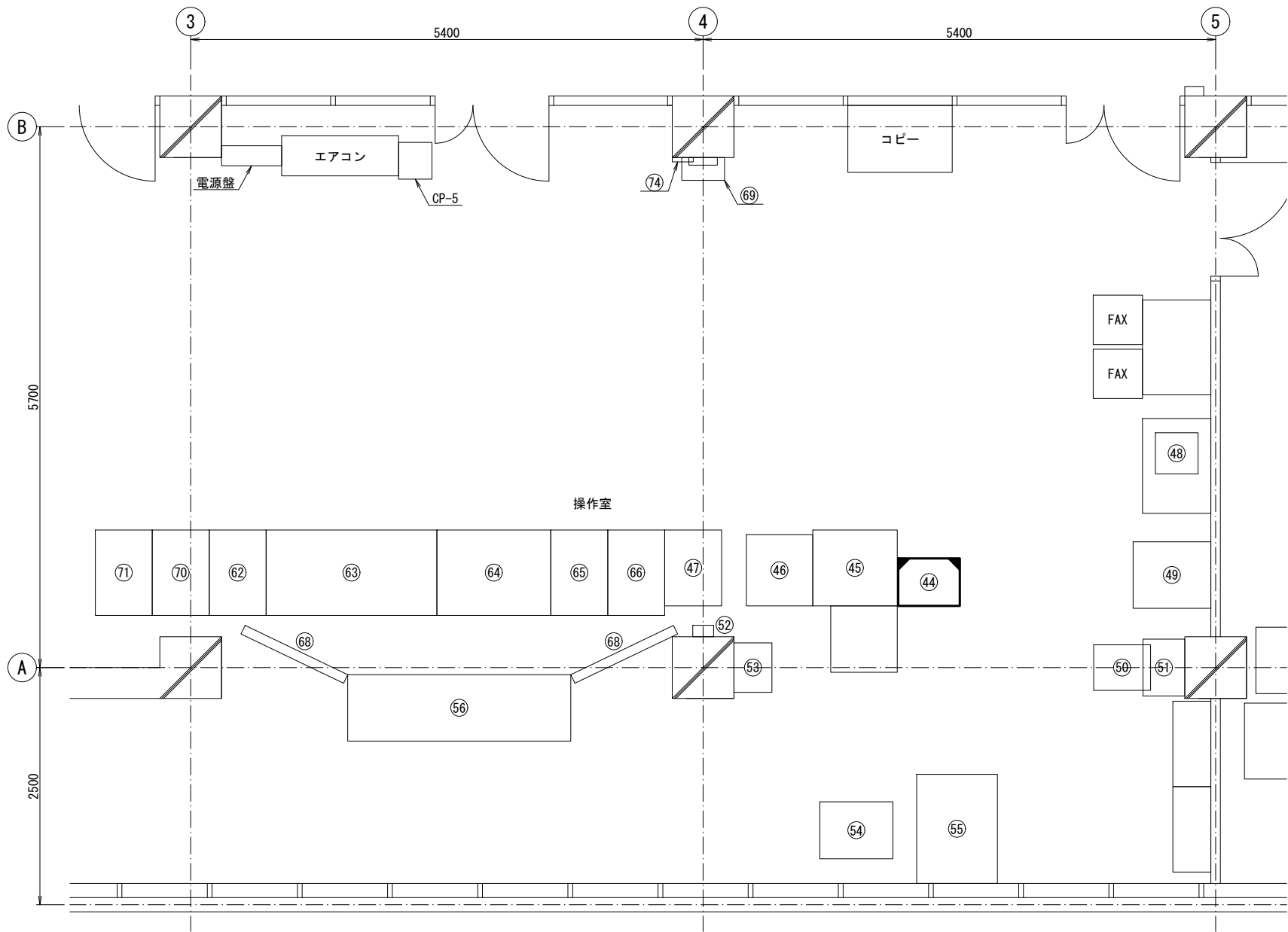
凡 例

-  : 新 設
-  : 更 新
-  : 撤 去
-  : 改 修

工 事 名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事		
図 面 名	川俣ダム 支所1階 平面図 (電源監視設備)		
年 月 日	令和 8 年	2 月	日
縮 尺	1:50	図面番号	21 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

川治ダム 支所4階 操作室 平面図（電源監視設備）

平面図



機器一覧表

No.	名 称	備 考	No.	名 称	備 考
43	グラフィック表示盤		56	DLPモニター	
44	監視装置	更 新	62	表示制御装置(操作室)	
45	特高変電所 電源系統監視端末		63	遠方操作装置(クレスト/コンジット)	
46	放流警報操作器(ノートPC)		64	遠方操作装置(選択/低水)	
47	川治ダムCCTV操作装置		65	放流操作装置	
48	電源設備監視端末		66	放流判断支援装置	
49	プリンタ		67	カラーレーザプリンタ	
50	デジタル強震計		68	大型ディスプレイ	
51	雷害防止制御盤		69	警報設定器	
52	時計装置・水位表示器(元湯水位)		70	表示制御装置(事務室)	
53	減勢池排水ゲート遠方操作盤		71	表示制御装置(守衛・宿直室)	
54	放流警報プリンタ		74	無線LAN-AP3	
55	放流警報操作卓				

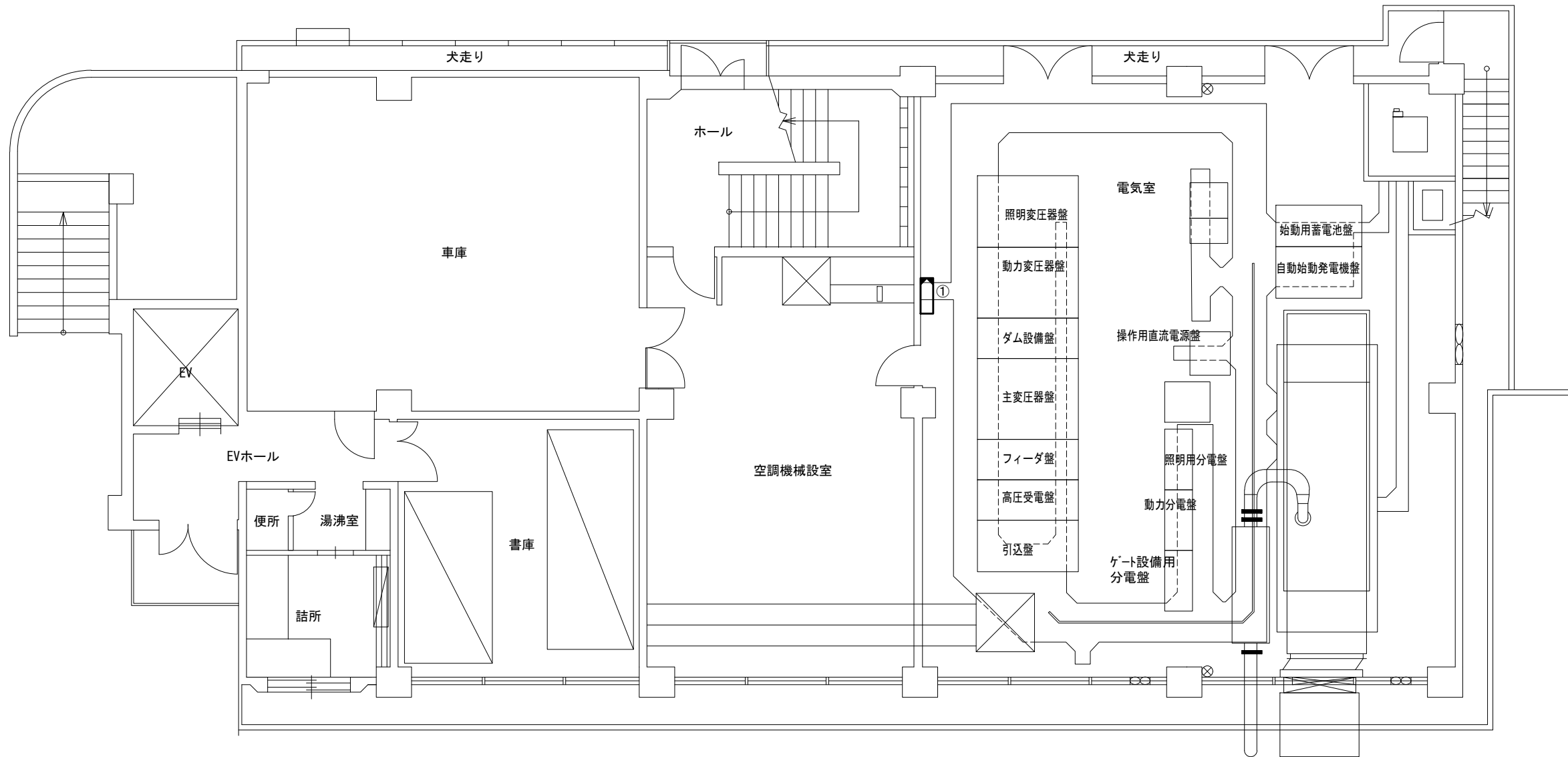
凡 例

- : 新 設
- ▤ : 更 新
- ▥ : 撤 去
- ▧ : 改 修

工 事 名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事		
図 面 名	川治ダム 支所4階 操作室 平面図（電源監視設備）		
年 月 日	令和 8 年 2 月	日	
縮 尺	1:30	図面番号	22 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

川治ダム 支所1階 電気室 平面図（電源監視設備）

平面図



機器一覧表

No.	名 称	備 考
①	計測装置	更 新

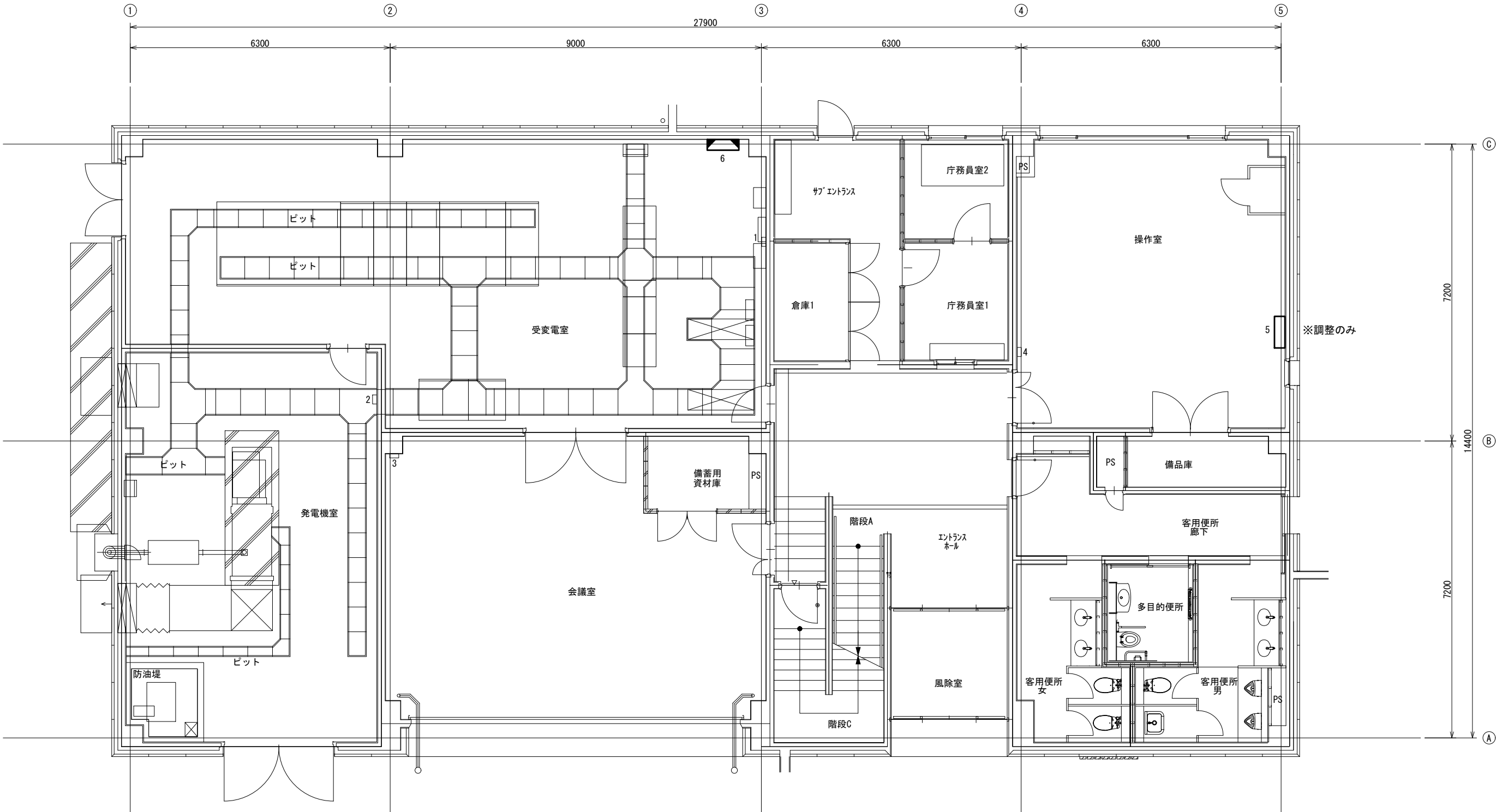
凡 例

- : 新 設
▤ : 更 新
▥ : 撤 去
▧ : 改 修

工 事 名	R 7 鬼怒ダム管内 I P 伝送設備更新他工事		
図 面 名	川治ダム 支所1階 電気室 平面図（電源監視設備）		
年 月 日	令和 8 年 2 月	日	
縮 尺	1:50	図面番号	23 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

湯西川ダム 支所1階 平面図（電源監視設備）

平面図



機器一覧表

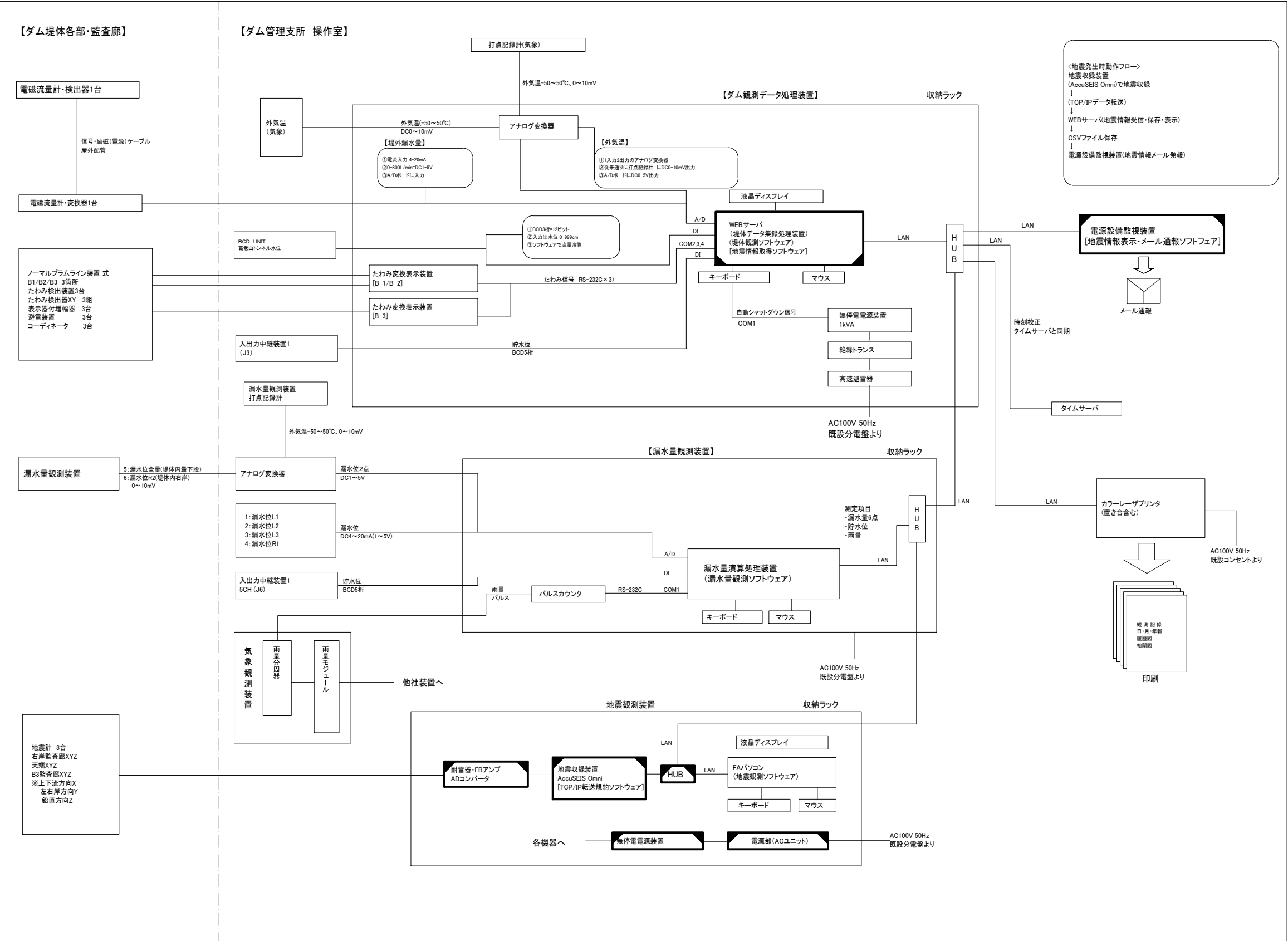
No.	名 称	備 考
1	受変電室 無線LAN-AP(屋内用)	
2	発電機室 無線LAN-AP(屋内用)	
3	会議室 無線LAN-AP(屋内用)	
4	作業室 無線LAN-AP(屋内用)	
5	監視装置	調整のみ
6	計測装置	更 新

凡 例

- : 新 設
- : 更 新
- : 撤 去
- : 改 修

工 事 名	R7鬼怒ダム管内IP伝送設備更新他工事		
図 面 名	湯西川ダム 支所1階 平面図 (電源監視設備)		
年 月 日	令和 8 年 2 月	日	
縮 尺	1:50	図面番号	24 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

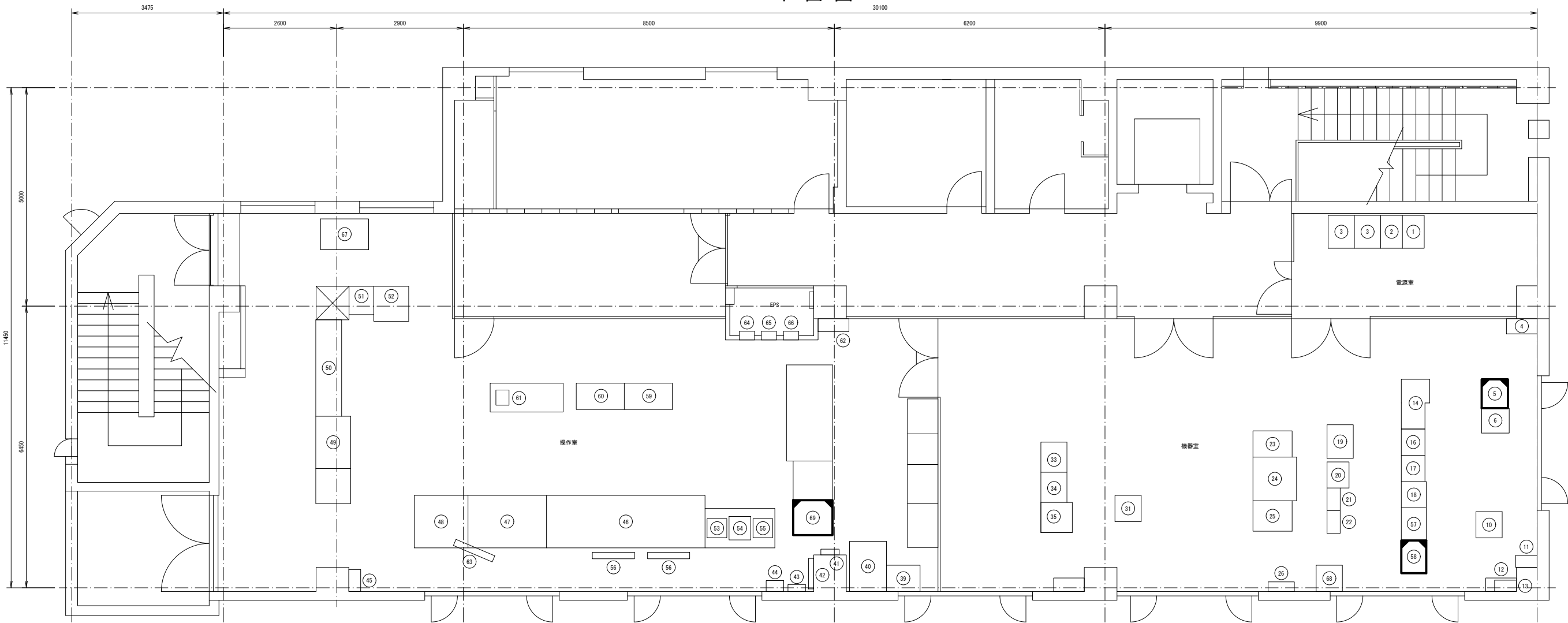
五十里ダム 地震観測装置 システム構成図



工 事 名	R7鬼怒ダム管内IP伝送設備更新他工事		
図 面 名	五十里ダム 地震観測装置 システム構成図		
年 月 日	令和 8 年 2 月	日	
縮 尺	NS	図面番号	25 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		

五十里ダム 支所3階 平面図

平面図



機器一覧表

No.	機 器 名 称	備 考
①	入出力盤	
②	UPS盤	
③	蓄電池盤	
④	光成端箱	
⑤	地震観測装置	更 新、ソフトウェア機能追加
⑥	ITV共聴架	
⑦		
⑧		
⑨		
⑩	CCTV制御装置4	
⑪	機器室中継端子盤	
⑫	機器室OVCF分電盤	
⑬	通信用保安器	
⑭	水質データ処理装置	
⑮	たわみ変換表示装置	
⑯	気象観測装置	
⑰	気象観測装置	
⑱	漏水量観測装置	
⑲	プリンタ装置	
⑳	光端局装置	
㉑	有線警報装置	
㉒	放流警報制御監視装置	
㉓	19インチラック	

No.	機 器 名 称	備 考
㉔	入出力中継盤	
㉕	本線系ネットワーク装置架	
㉖	データ伝送装置	
㉗		
㉘		
㉙		
㉚		
㉛	光ファイバー線路監視装置	
㉜		
㉝	情報伝達処理装置	
㉞	演算処理装置1,2	
㉟	情報管理装置・情報提供装置	
㊱	水位光送受信盤	
㊲		
㊳	放流警報制御記録	
㊴	放流警報操作卓	
㊵	水位表示器・観時計装置	
㊶	操作室中継端子盤	
㊷	警報設定器	
㊸	通信用保安器	
㊹	3F設置照明スイッチ盤	
㊺	監視端末装置・操作設定端末装置・表示設定操作卓	

No.	機 器 名 称	備 考
㊻	遠方手動操作卓2	
㊼	遠方手動操作卓1	
㊽	CCTV監視端末	
㊾	大型表示装置	
㊿	表示制御装置	
㋀	表示制御操作端末	
㋁	記録用端末装置	
㋂	レーザプリンタ	
㋃	管理支援処理装置	
㋄	湯西川ディスプレイ	
㋅	葛老山トンネル漏水計	
㋆	ダム観測データ処理装置 (WEBサーバー)	ソフトウェア機能追加
㋇	CCTV操作卓	
㋈	遠隔手動操作装置	
㋉	遠隔制御器	
㋊	操作室OVCF分電盤	
㋋	テレビ	
㋌	PLT-4 (電灯)	
㋍	PLT-4 (動力)	
㋎	PLT-4 (弱電)	
㋏	プリンタ装置	
㋐	プリンタ装置	
㋑	電源設備監視装置	ソフトウェア機能追加

凡 例

-  : 新 設
-  : 更 新
-  : 撤 去
-  : 改 修

工 事 名	R7鬼怒ダム管内IP伝送設備更新他工事		
図 面 名	五十里ダム 支所3階 平面図		
年 月 日	令和 8 年 2 月	日	
縮 尺	NS	図面番号	26 / 26
設計会社名			
事務所名	国土交通省 鬼怒川ダム統合管理事務所		